

# 1 南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)の制定などの 防災・減災対策の強化・推進

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 南海トラフを震源とする連動型巨大地震を想定した法制整備や具体的な対策の策定を早急に行うこと。
- 2 南海トラフ巨大地震に関する被害想定全体の全体像や確定値の提示を早期に行うこと。
- 3 南海トラフ巨大地震に対する観測・研究体制の強化や、東南海・南海地震の予知体制の早期確立を行うこと。

【現状と課題】

## 《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・南海トラフの巨大地震・首都直下地震対策の策定<90百万円> (内閣府)
- ・南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画策定等調査検討<40百万円> (内閣府)
- ・南海トラフ広域地震研究プロジェクト<602百万円> (文部科学省)

## 《現状》

- 今回の被害推計(第1次報告)では、全国の死者・行方不明者は、最大で、約32万3千人と前回想定の約13倍、津波浸水面積は約1,015k㎡で東日本大震災の約1.8倍と、東海から九州に至る広い地域で甚大な被害が示されました。
- 本県においては、建物倒壊による死者が約9千8百人、津波による死者が約3万2千人など、合計で約4万3千人と、従来の県想定に比べ、約9倍となっています。
- 本県では、昨年10月に、県独自の津波浸水予測を実施するとともに、最大クラスの揺れと津波への対策として「緊急地震対策行動計画」を策定し、市町と連携し、緊急かつ集中的に実施すべき取組を推し進めています。

## 《課題》

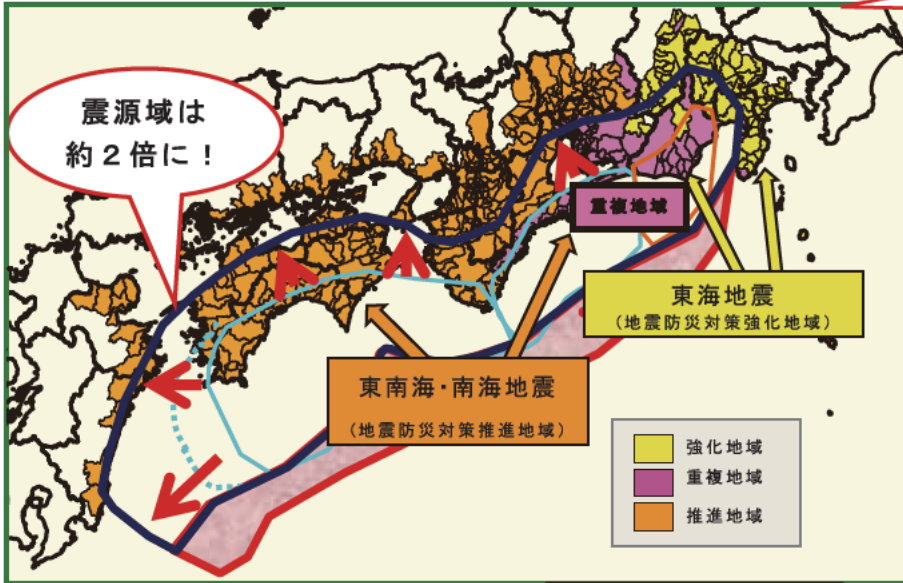
- ① 南海トラフ巨大地震の発生を視野に入れ、既存の法体系の整理を含めた「南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)」の制定や、それに基づく地震対策大綱、応急対策活動要領などによる新たな体制が早急に必要です。
- ② 本県では、今後、「新たな被害想定」や、それに基づく防災・減災対策を推進する予定ですが、このためには、国の被害想定全体の全体像や震度等の確定値が早急に必要です。
- ③ 南海トラフ巨大地震が発生すると、三重県南部では早い場合、数分で津波が到達します。津波からの避難に資するために、地震・津波の早期観測体制の強化や、地震発生前の基礎研究、予知体制の充実・強化が必要です。

県担当課名 防災企画・地域支援課

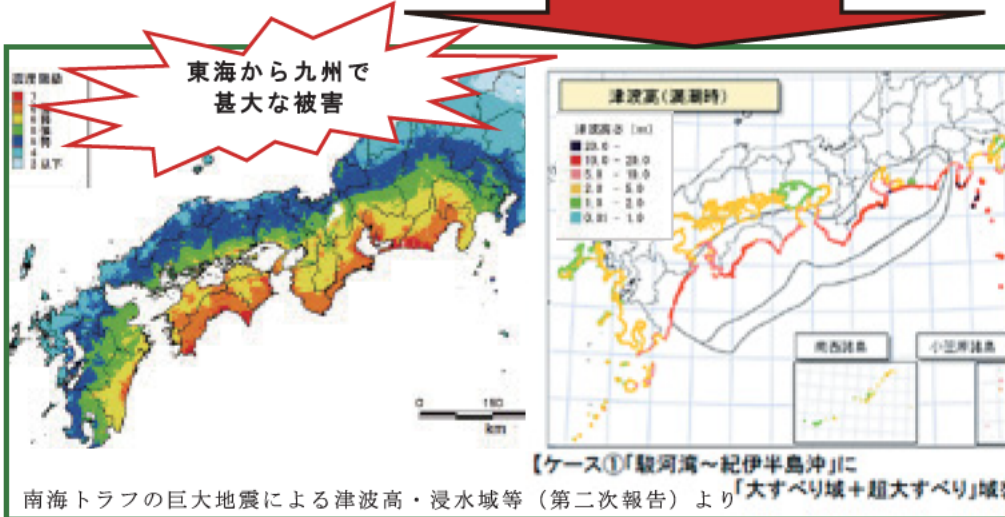
関係法令等 大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

南海トラフ巨大地震に対する新たな体制を！

地震により法体制が別



東海地震	東南海・南海地震
大規模地震対策特別措置法	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
地震財特法	地震防災対策特別措置法
地震防災基本計画	東南海・南海地震防災対策推進計画
東海地震対策大綱	東南海・南海地震対策大綱
東海地震応急対策活動要領	東南海・南海地震応急対策活動要領

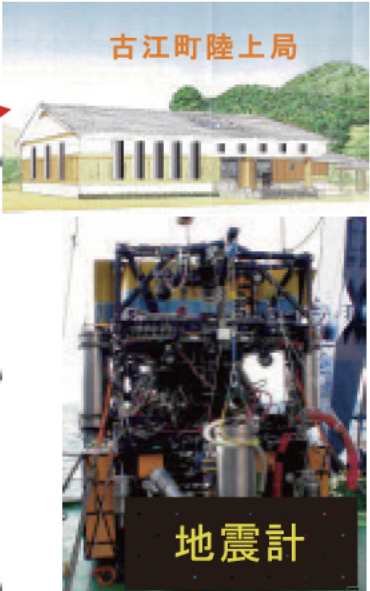
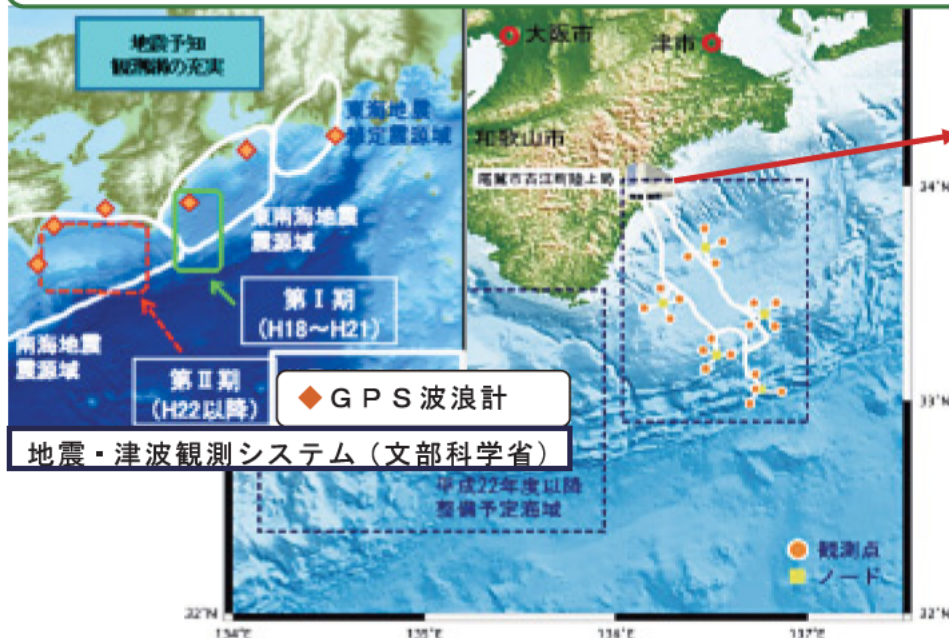


東海地震と東南海・南海地震が連動して発生

現在の東海地震大綱・要領で定められている奈良・和歌山（消防隊）からの応援は不可能！

1 既存の法体系の整理を含めた「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定  
 2 地震対策大綱及び応急対策活動要領などの早期策定 が必要！！

3 南海トラフ巨大地震に対する観測・研究体制の強化や、東南海・南海地震の予知体制の早期確立が必要！



## 2 南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備えた財政措置の 拡充及び広域防災拠点等施設の整備に係る財政支援措置の創設

(内閣府、総務省)

### 【 提言・提案事項 】 制度・予算

- 1 南海トラフ巨大地震に備えるため、全国で緊急に実施する防災・減災事業について確実な財源を確保するとともに、巨大地震・津波への備えを進めるための防災関連予算の増額等の支援制度を拡充すること。
- 2 先の東日本大震災における緊急消防援助隊等の災害対応活動において明らかになった課題の解消に向け、地方自治体が進める広域防災拠点及び後方活動支援の拠点となる施設等の整備に対する財政的支援制度を創設すること。

### 【 現状と課題 】

#### 《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の別枠での確実な確保<事項要求> (総務省)
- ・ ハード・ソフトが一体となった津波対策の推進<2,715百万円> (復興枠) (内閣府)

#### 《 現状 》

- 緊急防災・減災事業は、東日本大震災を教訓として、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のための事業として、防災拠点施設や住民の避難に関する施設の整備や津波浸水想定区域内の公共施設等の移転などの財源として活用されています。
- 本県では、県独自の地域減災対策推進事業（予算額3億円）により、津波避難対策を中心に市町の取組を支援していますが、要求額はそれを大幅に上回っています。
- 本県の広域防災拠点は「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき、これまでに3地域（4ヶ所）の整備が完了し、平成24年度にはさらに1地域（1ヶ所）の整備が完了する予定であり、残るは北勢地域のみとなっています。

#### 《 課題 》

- ① 緊急防災・減災事業は、地域からも継続要望が強く、庁舎移転等の時間を要する事業も多いことから、平成25年度以降も真に実施が必要な事業となっていますが、現行制度では平成24年度分までで、ほぼ全額が執行される見込みです。
- ② 本県の市町では、特に緊急的に津波対策を進めることが必要で、地域の防災・減災への取組にブレーキをかけることにならないような国制度と連携した予算措置が必要です。
- ③ 東日本大震災や紀伊半島大水害を踏まえ、今後の広域防災拠点施設の整備にあたっては、県外からの物資や人的支援の受入口としての機能、および広域応援部隊の後方支援活動を補完する機能などを確保していく必要があります。

県担当課名 消防・保安課 災害対策課 防災企画・地域支援課

関係法令等 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律 東海地震応急対策活動要領

# 緊急防災・減災事業の現状

## 【全国の状況】

〈地方負担額（緊急防災・減災事業債）の執行見込〉

当回事業規模	H23~24実施	
	H23	H24
7,700億円規模程度 ・国庫補助率：4,500億円程度 ・地方単独：3,200億円程度	7,877億円	3,995億円

地域で進む  
緊急対策！

\* H23は地方債発行予定額、H24は地方債計画額

## 【三重県の状況】

〈25年度緊急防災・減災事業計画〉  
（単独事業のみ・平成24年7月現在）

	H25
県事業	8.1億円
市町事業	76.1億円
計	84.2億円

明らかな  
財源不足！



避難路整備



津波浸水予測図  
（イメージ）



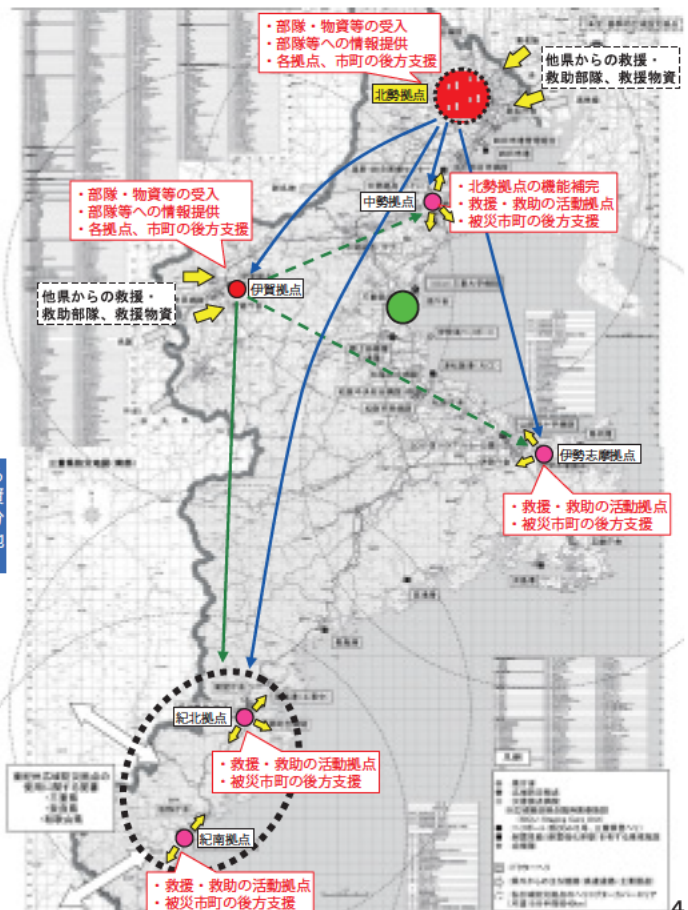
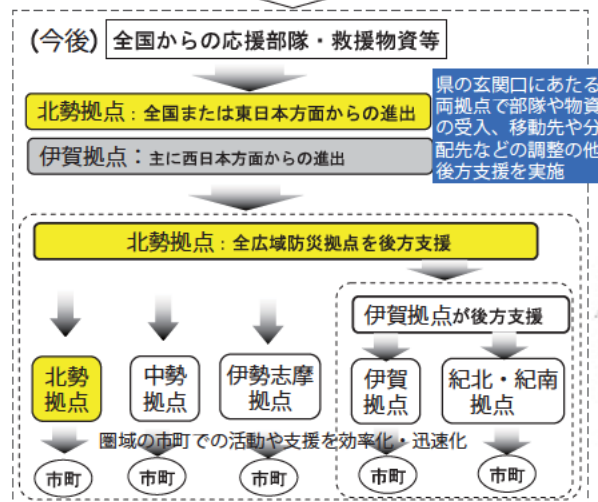
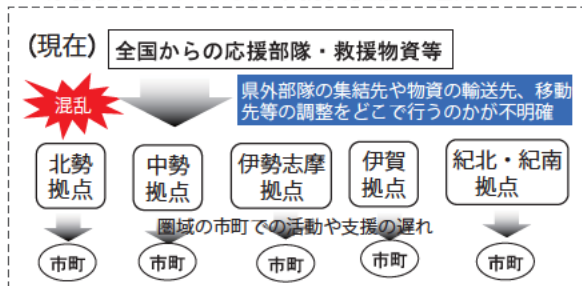
津波避難ビル整備



外付階段整備

## ●三重県における広域防災拠点のあり方について

### ■全県被災時における広域防災拠点の運用イメージ



### 3 災害に強い医療施設等の整備促進等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

- 1 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震整備を進めるため、医療施設耐震化臨時特例交付金を平成25年度以降も継続すること。継続しない場合は、医療施設耐震整備事業の補助対象基準額を医療施設耐震化臨時特例交付金と同程度まで引き上げるなどの拡充を行うこと。
- 2 社会福祉施設の耐震整備を進めるため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を平成25年度以降も継続すること。
- 3 大規模災害に備え、障がい者や高齢者等の災害時要援護者が安心して避難ができる「福祉避難所」の設置や、避難が困難な人に配慮した支援体制の確立に向けて、市町村への財政措置を創設すること。

【現状と課題】

#### 《平成25年度概算要求の内容》

- ・医療提供体制の機能強化<88,100百万円>の内数
- ・社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金<予算編成過程において検討予定>
- ・福祉避難所設置緊急促進事業<1,900百万円>

#### 《現状》

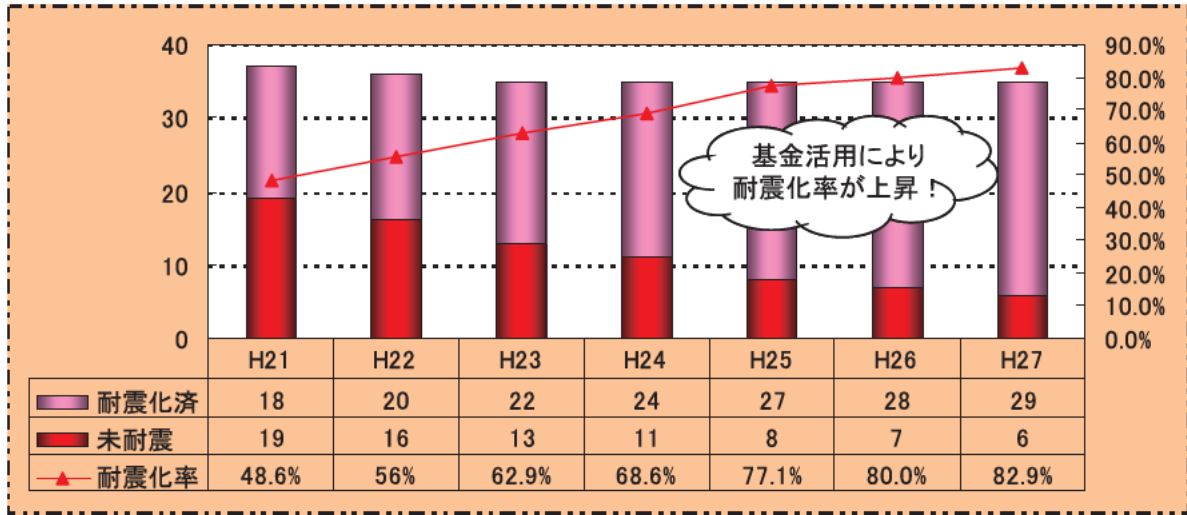
- 医療施設については、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、着実に整備が進んでいますが、平成28年3月末における災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化状況は、なお82.9%にとどまる見通しです。
- 平成22年4月1日現在における県内社会福祉施設の耐震化状況は、児童福祉関係78.2%、障がい福祉関係82.2%、高齢者福祉関係92.1%、その他75.4%となっています。
- 福祉避難所の開設は、市町の災害対策の中で最も重要なものの一つである「避難に関する事項」において位置づけられています（市町防災計画）。福祉避難所として指定あるいは協定を締結している施設のある県内の市町は、平成24年9月30日現在で17市町（58.6%）となっています。

#### 《課題》

- ① 国からの医療施設耐震化臨時特例交付金を活用した医療施設の耐震整備は平成24年度着工分までとなりますが、多額の費用を必要とする耐震整備を進めるためには、国において継続した財源措置が必要です。
- ② 国からの社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を活用した社会福祉施設等の耐震整備は平成24年度着工分までとなりますが、多額の費用を必要とする耐震整備を進めるためには、国において継続した財源措置が必要です。
- ③ 市町が進める福祉避難所の開設には、対象施設のバリアフリー化の推進や福祉機器の設置、衛生材料等の備蓄などが必要となるため、これらを整備する十分な財政支援等が必要です。あわせて、障がい者や高齢者などの要援護者に対しては、災害時要援護者避難支援プランの策定などを通して、災害時においてもきめ細かな配慮のある対応が行われることが重要であり、国においてはそれを支える財源措置が必要です。

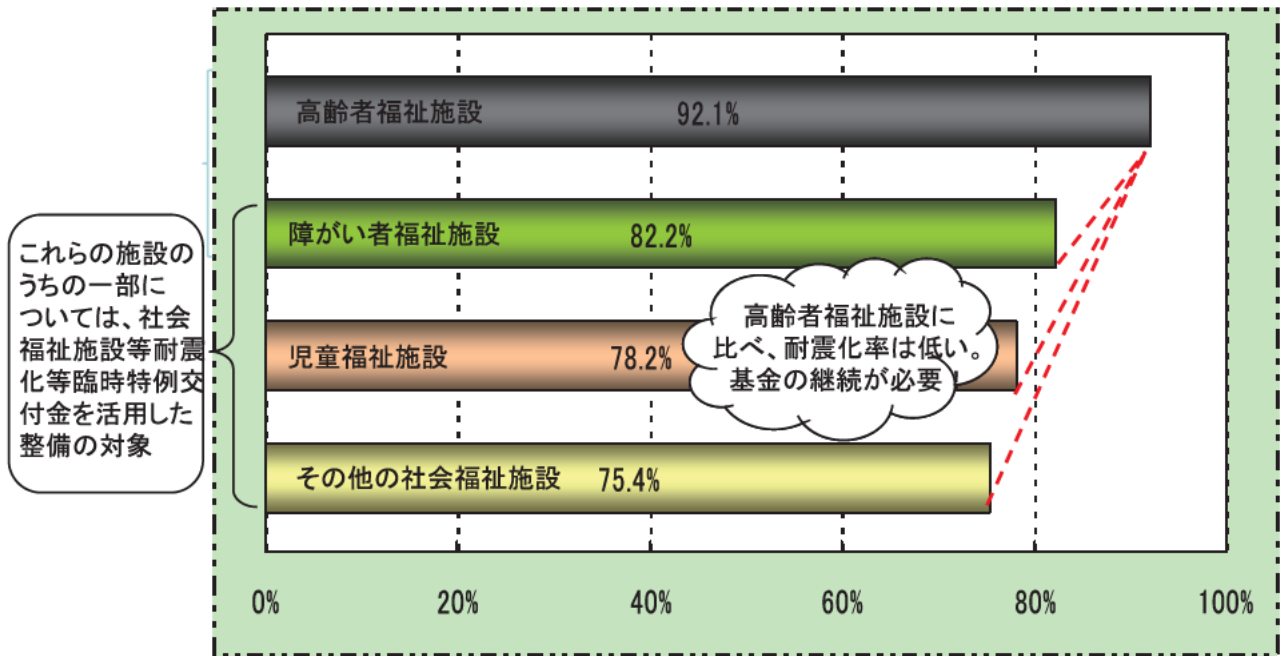
県担当課名 地域医療推進課 子育て支援課 障がい福祉課 健康福祉総務課  
関係法令等 医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領  
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領

【資料1】 一災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化状況一



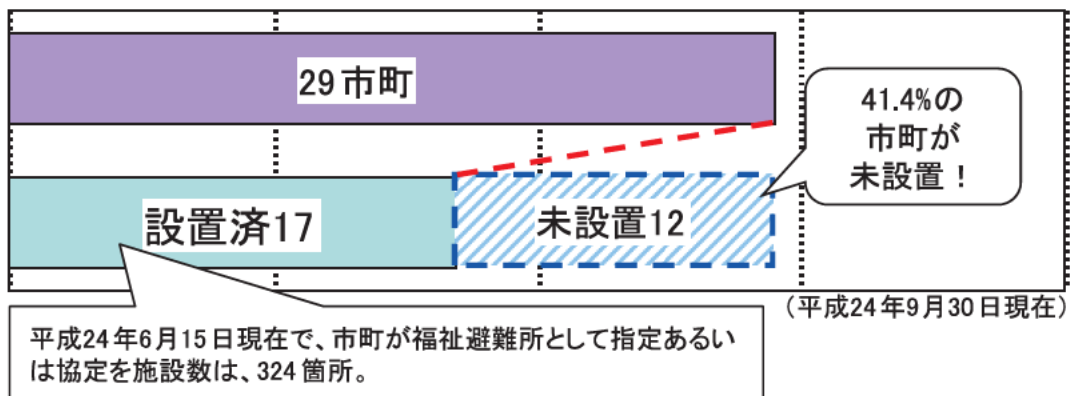
(平成24年4月1日時点(見込みを含む))

【資料2】 一社会福祉施設（高齢者施設を除く）の耐震化状況の比較一



(平成22年4月1日時点)

【資料3】 一福祉避難所の設置状況（少なくとも一つ以上の福祉避難所がある市町の割合）一  
(県内の状況)



(平成24年9月30日現在)

平成24年6月15日現在で、市町が福祉避難所として指定あるいは協定を施設数は、324箇所。

## 4 大規模地震に備え命を守り被害の軽減を図る対策への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 大規模地震発生の際の切迫性が高い地域において、急がれるハード対策や地域のニーズを踏まえたきめ細かな対応を進めるため、国における地震・防災対策予算の増額とともに、補助率の嵩上げ、地方財政措置の充実、予算の重点的な配分などの支援を強化すること。
- 2 築造後50年以上経過し機能低下が著しい、海岸や河口部の堤防等施設について、補強等の事業への国の支援を拡充すること。
- 3 木造住宅耐震化のさらなる促進に向けた、所得要件緩和措置の延長や国による加算措置の復活などの支援制度を充実すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 防災・減災に資する社会資本の総合的整備（社会資本整備総合交付金）  
＜1,505,575百万円＞
- ・ 社会資本の的確な維持管理・更新に向けた取組の推進 ＜351,900百万円＞
- ・ 住宅対策のうち、耐震対策緊急促進事業 ＜42,000百万円＞

《現状》

- 甚大な被害が想定される東海・東南海・南海地震は今後30年以内の発生確率が88%(東海地震)まで上昇し、その脅威は刻々と増えています。
- 大規模地震の発生とこれに伴う巨大津波の来襲が予想される地域においては、甚大な人的・物的被害をできる限り防止し、軽減するため、本県では、地震・防災対策としてハード対策を進めるとともに地域のニーズに応じてきめ細かな対応を施すなどの取組を進めています。

《課題》

- ① 必要な基盤整備等の地震・防災対策を進めるうえでは、国としても最重要課題に位置づけ、その対策予算を増額するとともに、補助率の嵩上げ、地方財政措置の充実や対象地域への予算の重点的な配分などの支援を強化することが必要です。
- ② 河口部堤防の補強等について交付金の対象事業とするなど、緊急対応として行う堤防の補強等への国の支援が必要です。
- ③ 住宅・建築物の耐震化のさらなる促進のためには、平成24年度までの時限措置である所得要件緩和措置の延長、耐震補強補助金の加算措置の復活、また、住宅の除却に対する補助の新設が必要です。

県担当課名 河川・砂防課 港湾・海岸課 住宅課

関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱、建築物の耐震改修の促進に関する法律

切迫性の高い地域に早急な対策を進めるための十分な財源の確保を！

- 東海地震が発生すれば、これが引き金となり三連動地震となるなど、超広域災害になることが想定されます。
- 東海地震は、直近の発生（1854年の安政地震）から150年以上経過し、相当量のひずみが蓄積されていることから、いつ発生してもおかしくない状況です。

東海・東南海・南海地震？  
(三連動!?)

発生確率: 60~70%程度

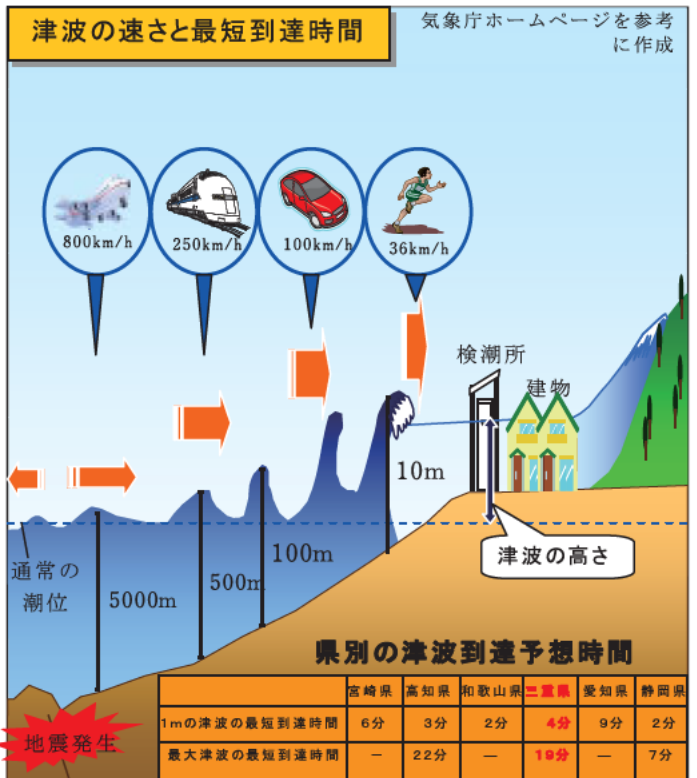
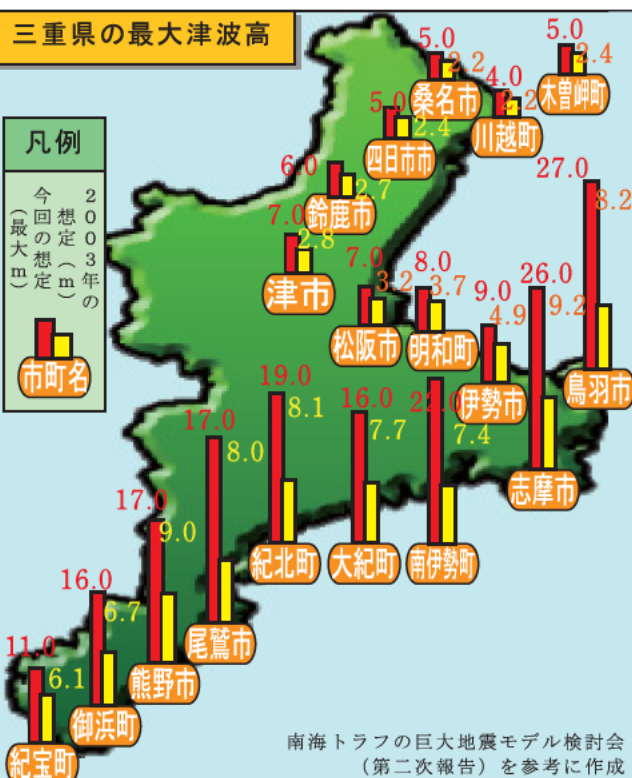
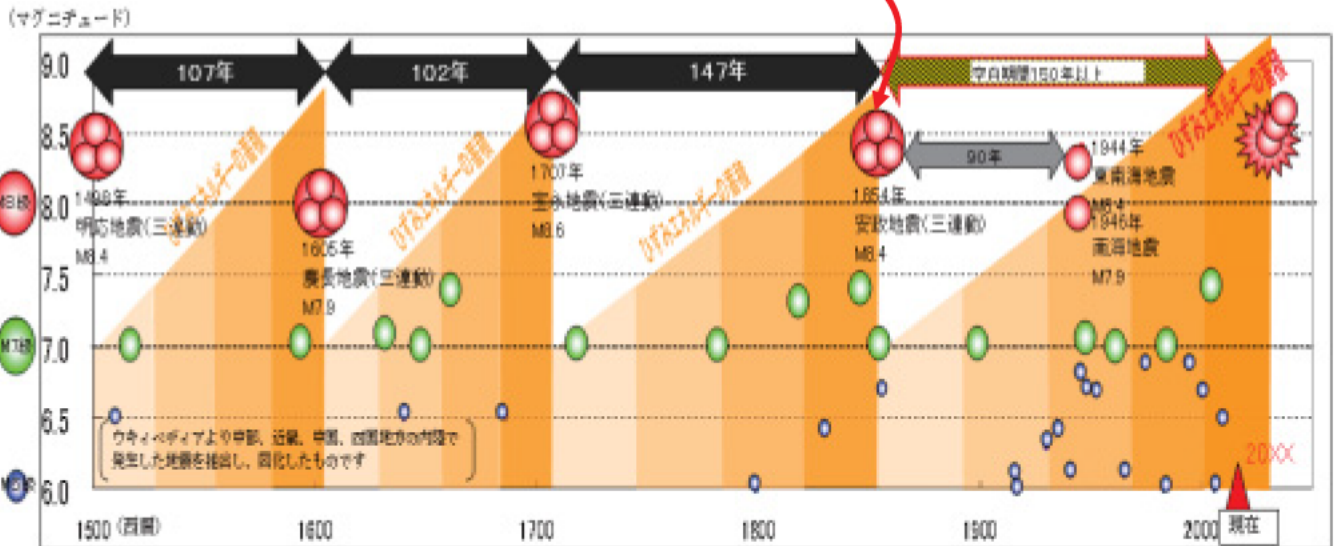
南海地震  
M8級?

東南海地震  
M8級?

発生確率: 88%(参考値)  
東海地震  
M8級?

発生確率は地震調査研究推進本部資料より引用(30年以内の確率を示す)

東南海地震(昭和19年)の地震・津波被害





急がれるハード対策やきめ細かな対応を進めるための支援の強化を！

強力にハード対策を推進

- ・海岸堤防の整備
  - ・海岸堤防の耐震対策の実施
  - ・河川堤防の整備
  - ・河川堤防の耐震対策の実施
  - ・緊急輸送道路の整備
  - ・港湾耐震岸壁の事業
  - ・急傾斜地崩壊対策の実施
- など

地域のニーズに適切に対応  
できるように  
重点的な予算配分が必要！

きめ細かな対策

- ・海岸・河口部堤防等の機能確保や補強対策の実施
- ・避難階段の設置
- ・水門・防潮扉の遠隔操作化、動力化
- ・道路の構造強化
- ・橋梁の耐震化 など

ハード対策の推進



海岸堤防の耐震対策の実施



海岸堤防の耐震対策の実施



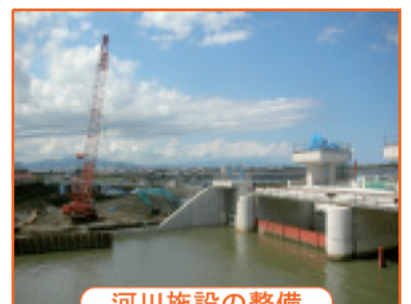
急傾斜地崩壊対策の実施



河川堤防の整備



河川堤防の整備



河川施設の整備

きめ細かな対策の事例



海岸・河口部堤防の補強



避難しやすい施設の整備



防潮扉の動力化



水門の遠隔操作化、自動化



避難しやすい施設の整備

**機能確保のため、堤防等施設の補強等の事業への支援の拡充を！**

洪水・高潮対策

伊勢湾台風(S34.9)

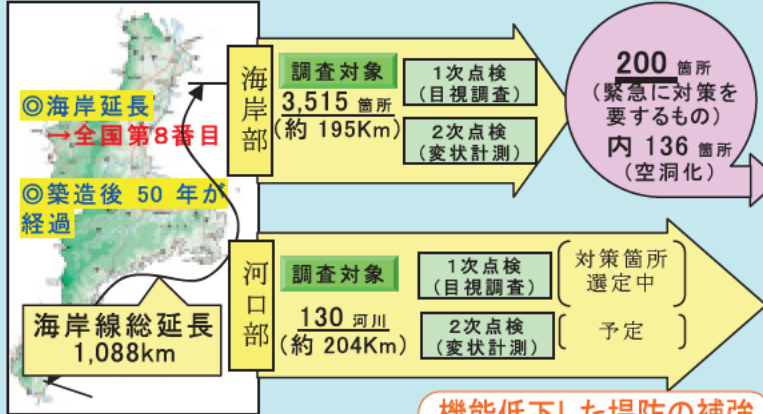
→河川改修や海岸堤防などの治水を推進

脆弱箇所への対応

機能回復の対策を効率的、効果的に行うため調査を実施

- ◎河川 洪水 (概ね 60mm/h に対応)  
高潮 (伊勢湾台風級に対応)
- ◎海岸 高潮 (伊勢湾台風級に対応)  
高波 (既往最大に対応)

**国の支援の拡充！**



4年間で実施  
【H24年度】  
～  
【H27年度】

「機能確保」  
「粘り強い構造」となるよう  
緊急に  
「補強対策」が必要！

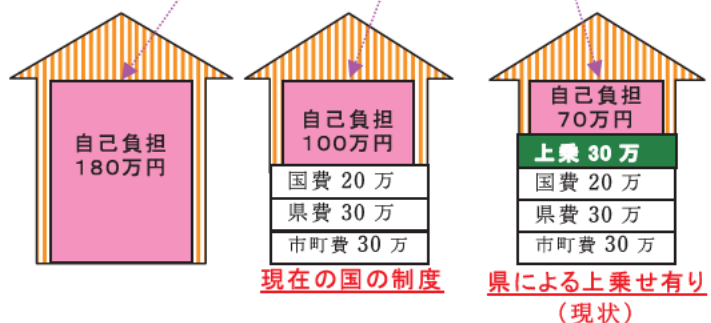
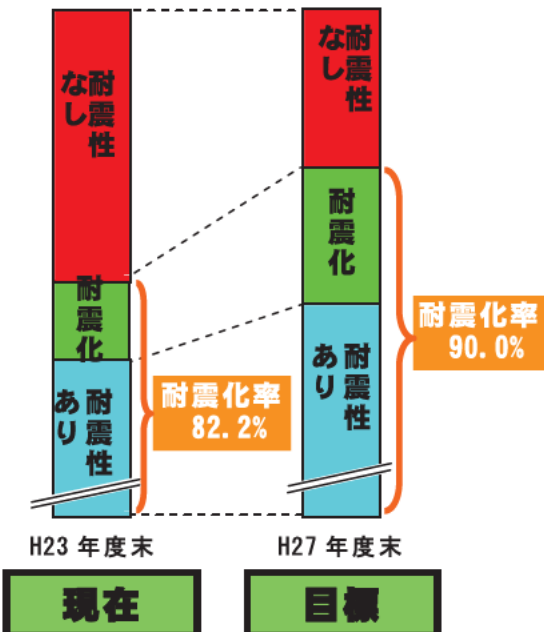
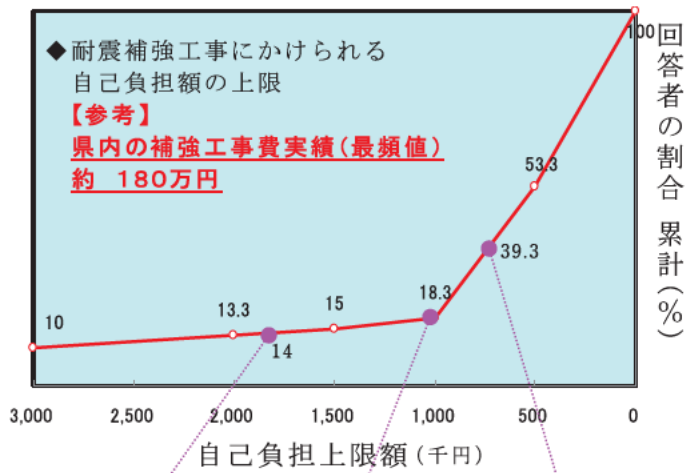
機能低下した堤防の補強



**住宅・建築物の耐震化促進のための支援制度の充実を！**

- ◎耐震補強補助金の所得要件緩和措置の延長
- ◎耐震補強補助金の加算措置の復活
- ◎除却補助の新設

『平成 23 年度防災に関する県民意識調査報告書』



## 5 学校施設の耐震性の確保等に対する支援の充実

(文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

学校施設については、児童生徒等の安全確保が求められるとともに、災害時には体育館等が避難所となることから、その耐震化推進等に必要な財源の確保及び支援措置の拡充を図ること。

- (1) 公立学校施設の耐震化推進のために必要な財源の確保及び支援措置の拡充
- (2) 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率の引き上げ(1/2→2/3)と改築工事の補助対象の拡大
- (3) 津波対策のため公立学校施設を高台移転する場合の支援措置の創設

【現状と課題】

《平成25年度概算要求の内容》

- ・ 公立学校施設の耐震化及び防災機能の強化等<302,217百万円>
- ・ 私立学校施設・設備の整備の推進(うち耐震化等の促進)<35,976百万円>

《現状》

- 東海地震は、30年以内にマグニチュード8程度の地震が発生する確率が88%とされ、東南海・南海地震と連動して大規模地震が発生することも予想されており、津波・浸水等も加わり甚大な被害が起こることが危惧されています。
- 本県の公立小中学校の平成24年4月1日現在の耐震化率は、96.8%となっています。耐震化が未完了の市町は、厳しい財政状況もあって、国が目標としている平成27年度までに耐震化を完了させることは、難しい現状です。  
また、非構造部材の耐震対策についても、早期に完了させる必要があります。
- 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。  
また、国の私立学校における耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低く、私立幼稚園以外の校種では、改築工事は対象外となっています。

《課題》

- ① 耐震補強工事の実施においては、 $I_s$  値0.3以上の建物についても  $I_s$  値0.3未満の建物と同様に、地震特措法に基づく算定割合を1/2から2/3に嵩上げするとともに、地方債及び地方交付税措置の充実及び補助単価の引き上げを行い、耐震化推進のために必要な財源の確保を図る必要があります。
- ② 天井材や窓ガラス等の非構造部材の耐震化を進めるとともに、避難所に指定された公立学校が必要な防災機能を発揮するため、平成24年度に創設された防災機能強化事業の算定割合を1/3から1/2に嵩上げ措置を講じる必要があります。
- ③ 私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に1/2から2/3に引き上げるとともに、全校種において改築工事も対象とするよう補助対象を拡大する必要があります。
- ④ 津波により特に甚大な被害が予想される地域における防災・減災対策の推進を図るためには、学校施設を高台移転するための新たな支援制度の創設が必要です。

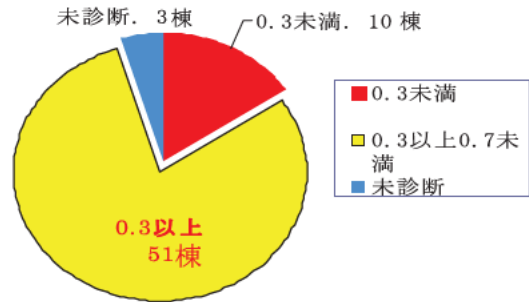
県担当課名 教育委員会事務局学校施設課、環境生活部私学課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

地震財特法、地震防災対策特別措置法、学校施設環境改善交付金交付要綱

① Is 値 0.3 以上についても 1 / 2 → 2 / 3 に嵩上げが必要

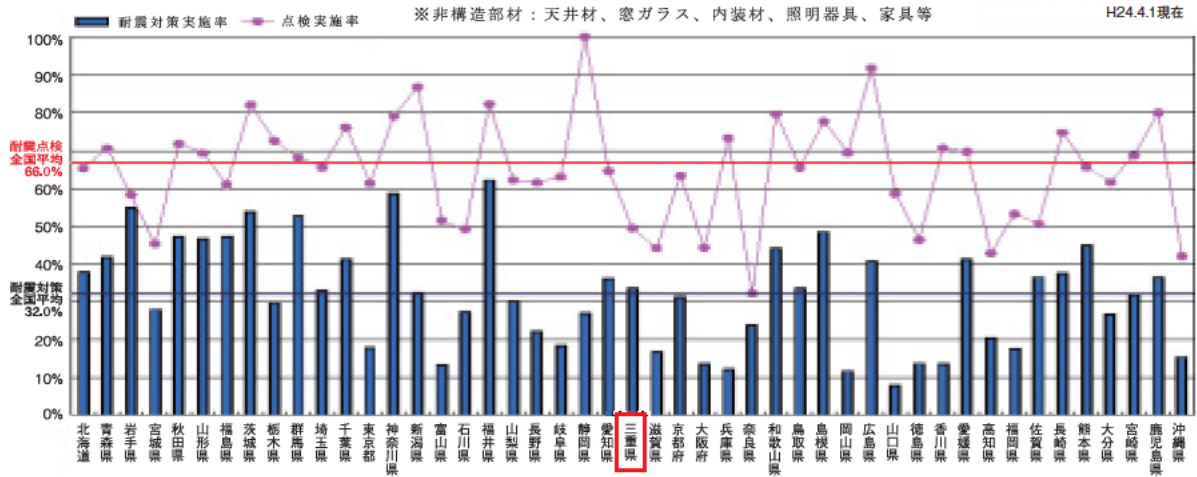
耐震化未実施の公立小中学校（棟）の分布



出典：耐震化年次計画（H24.4.1 現在）

② 非構造部材の耐震対策の推進には、防災機能強化事業の 1 / 3 → 1 / 2 の嵩上げが必要  
 ※建物の耐震化率に比べ、非構造部材の耐震化は全国的にも進んでいない。

非構造部材の耐震点検及び耐震対策状況(小中学校)



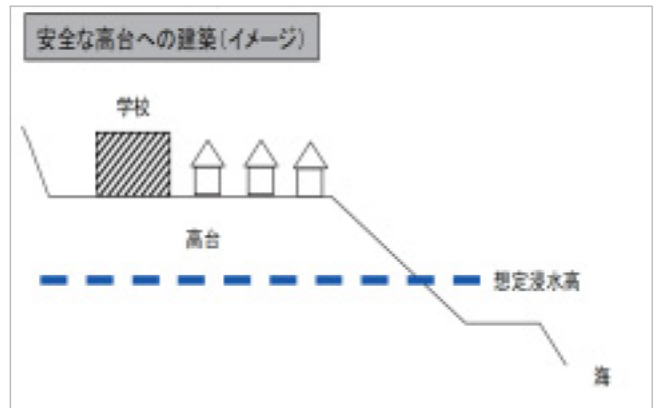
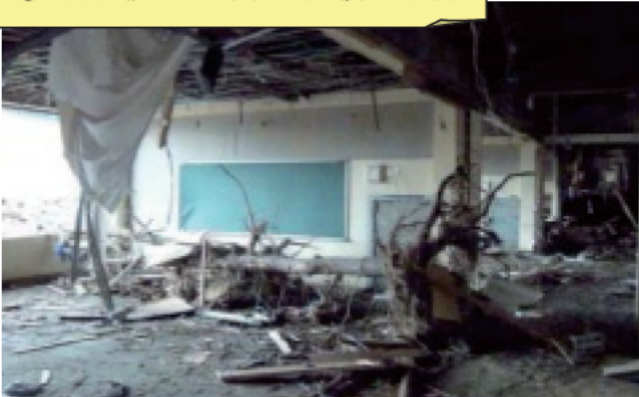
出典：公立学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の状況調査結果について（文部科学省 H24.9.4）

③ 私立学校の耐震化促進が必要

(耐震化率：%) H24.4.1 現在

学校種別	私立学校	公立学校	差
幼稚園	90.3%	98.1%	▲7.8
小学校	100.0%	97.0%	3.0
中学校	100.0%	96.4%	3.6
高等学校	86.4%	98.7%	▲12.3
特別支援学校	0.0%	100.0%	▲100.0
合計	87.8%	97.4%	▲9.6

④ 高台移転に対する支援が必要



出典：「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（文部科学省 H23.7.7）

## 6 大規模地震災害に備える四日市港の整備支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 災害時における緊急輸送ネットワークを確保するための15号岸壁の耐震化整備に対する予算の重点配分を図ること。
- 2 背後地の人命・財産を守るための海岸保全施設の耐震化整備に対する予算の重点配分を図ること。
- 3 災害時における物流機能維持に資する施設の維持補修に対する財政支援の充実を図ること。
  - ・社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備）の予算確保を図ること。
  - ・国有施設の維持補修（岸壁・防波堤・航路等）を直轄施工で行うこと。
- 4 災害時における背後地へのアクセスのリダンダンシー（代替性）確保に資する臨港道路霞4号幹線の整備を促進すること。

【現状と課題】

### 《平成25年度概算要求の内容》

- ・大規模地震に対する港湾の災害対応力の強化  
(港湾改修（東日本震災復興・国際拠点）事業）＜24,800百万円＞
- ・社会資本整備総合交付金＜1,505,575百万円＞
- ・港湾整備事業（直轄港湾改修費）＜302,000百万円＞

### 《現状》

- 四日市港は、災害時の緊急物資等の輸送ネットワークを担う県内最重要の港湾となっています。
- 四日市港の海岸保全施設は、臨海部に広がる日本有数の石油化学コンビナート群やその背後の市街地を防護しています。
- 中部地域を中心とする背後圏の産業を支える国際拠点港湾として、四日市港は震災後も継続して物流機能を維持する重要な役割を担っています。
- 貨物輸送の定時性・即時性を確保し、背後圏産業の国際競争力の維持・強化を図ることを目的とした臨港道路霞4号幹線は、災害時において霞ヶ浦地区から背後地へのアクセスのリダンダンシー機能を確保する重要な役割も担っており、平成20年代後半の供用開始をめざし整備が進められています。

### 《課題》

- ① 四日市港では、厳しい財政状況の中、災害時の緊急輸送ネットワークの確保、背後地の人命・財産の保護、災害時の物流機能維持を図る上で、極めて緊急かつ重要な事業として、市街地に近い四日市地区における15号岸壁や、富田港地区における海岸保全施設の耐震化整備を進めるとともに、優先順位を付けて老朽化した施設の維持補修をしています。これらの事業を促進するためには、十分な予算・財源の確保が必要です。
- ② 平成16年度から国直轄事業として整備が進められている臨港道路霞4号幹線の事業進捗（事業費ベース）は、平成23年度末現在、約4割にとどまっていますが、全線で事業展開を行う環境が整いつつある中、早期供用に向けた整備促進を図るため、今後、十分な予算の確保が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

「大規模地震災害に対して重要な役割を果たす四日市港」

- ・港湾機能の確保、緊急物資等の備蓄・集散上の拠点
- ・海岸保全施設による背後地住民の生命・財産や石油化学コンビナート群等の防護
- ・震災後の背後圏産業の物流機能の維持



災害時における  
緊急輸送ネットワークを確保する  
ための15号岸壁の耐震化整備

<課題>  
四日市地区において  
耐震強化岸壁がない

背後地の人命・財産を守るための  
海岸保全施設の耐震化整備

<課題>  
耐震化整備の  
事業進捗が遅い

災害時における物流機能維持に  
資する施設の維持補修

<課題>  
経年劣化により  
施設の機能が低下

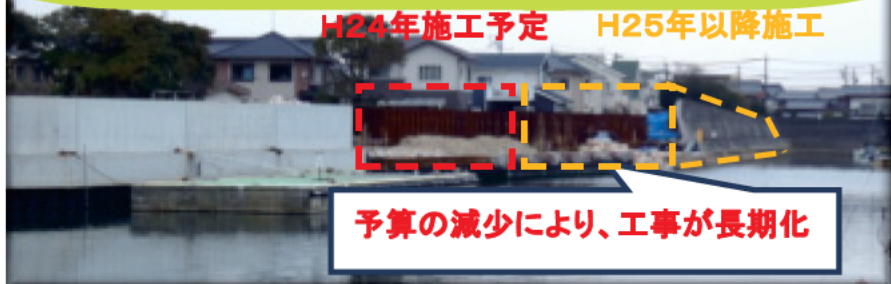
災害時における霞ヶ浦地区の  
アクセスのレジダンシー確保に  
資する臨港道路霞4号幹線の整備

<課題>  
事業進捗が遅い

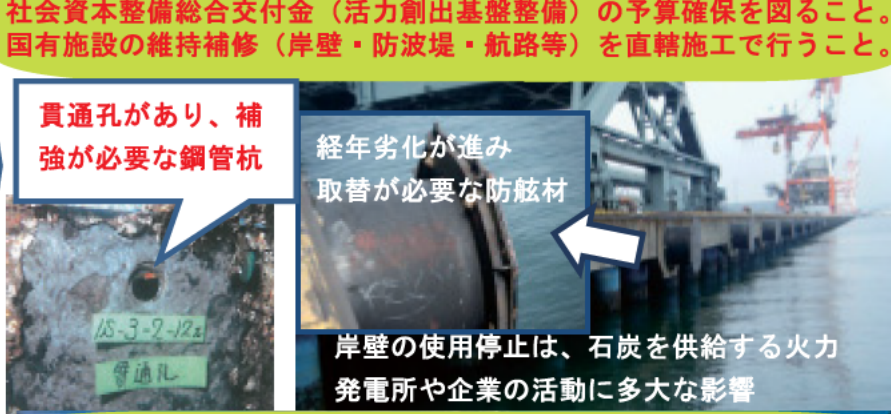
**15号岸壁 耐震強化整備**  
港湾改修(東日本震災復興・国際拠点)事業の予算確保を図ること。



**富田港地区護岸 耐震化整備**  
社会資本整備総合交付金(水の安全・安心基盤整備)の予算確保を図ること。



**港湾施設の維持補修**  
社会資本整備総合交付金(活力創出基盤整備)の予算確保を図ること。国有施設の維持補修(岸壁・防波堤・航路等)を直轄施工で行うこと。



**霞4号幹線整備**  
直轄港湾改修費の予算確保を図ること。



## 7 熊野川水系の総合的な治水対策のより一層の推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

紀伊半島大水害において、計画規模を上回る洪水が発生した熊野川（相野谷川を含む）について、国において、利水ダムの治水目的での運用や直轄管理区間の拡大を含めた総合的な治水対策を、関係機関と緊密な連携のもと、より一層推進すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

・治水 <606,254百万円>

《現状》

- 河口から約5kmの区間を国の直轄管理、中下流部では、三重県とその対岸を和歌山県、上流部を奈良県が管理しています。さらに、流域内に主なものだけで11基のダムが設置され、電源開発(株)、関西電力(株)、国土交通省がそれぞれダムの管理を行っています。なお、一部の利水ダムにおいては、洪水時のダム放流量の低減を図る暫定運用が実施されており、平成24年の台風4号や17号においてその適用が行われました。
- 平成23年台風12号に伴う豪雨により、熊野川本川及び支川流域において大規模な浸水被害が発生しました。また、相野谷川流域では、熊野川本川水位の影響を受け、平成19年に完成した輪中堤（天端高9.40m）を越水し、紀宝町の鮎田地区、高岡地区、大里地区など広範囲にわたり、浸水被害が発生しました。
- 熊野川・相野谷川において災害復旧事業や激甚災害対策特別緊急事業が実施されています。

《課題》

- ① 熊野川は管理者が複数存在しており、流域全体での治水対策や管理上発生する課題への対応が困難な場合があります。また、技術的・財政的な観点からも国による直轄管理や支援が不可欠な状況となっています。
- ② 国が主導的な立場で、流域全体の管理のあり方を検討することにより、熊野川の直轄管理区間の拡大や利水ダムにおける洪水調整を目的とする運用を含めた熊野川の総合的な治水対策を実施していくことが急務となっています。
- ③ 国において、三県など関係機関と緊密な連携のもと、総合的な治水対策をより一層推進することが必要です。なお、熊野川・相野谷川においては、直轄管理区間やその上流域の河床が上がっており、洪水への不安を解消するためには河床掘削等の激甚災害対策特別緊急事業等を早期に実施することが求められています。

県担当課名 河川・砂防課

関係法令等 河川法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

熊野川水系の利水ダムの治水目的での運用を含めた総合的な治水対策の実施を！



熊野川・相野谷川のはん濫状況



紀伊半島大水害では、河川基本方針(1.9 万 $m^3/s$ )を超える洪水により甚大な被害が発生  
 ◎熊野川の浸水被害  
 ◎相野谷川輪中堤の浸水被害

三県に跨る流域に11基のダムが点在  
 ◎11基すべてが利水ダム(治水機能なし)  
 ◎河川・ダム管理者が複数

大規模な河道閉塞と高さ10mを超える河道内堆砂  
 ◎紀伊山系で約1億 $m^3$ の土砂崩落が発生

◎ 熊野川水系の総合的な治水対策の実施

- ・ 流域全体の管理のあり方の検討
- ・ 熊野川の直轄管理区間の拡大の検討
- ・ 利水ダムの治水目的での運用に向けた電源開発(株)への指導



## 8 災害に強い安全な地域づくりのための風水害対策の推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 甚大な被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等による風水害を未然に防ぐため、ハード・ソフト両面にわたる予防対策予算を安定的に確保すること。
- 2 侵食が著しい七里御浜海岸について、高度な施工技術の導入による国土保全や自然災害の防止、世界遺産の保護の観点から直轄事業化すること。
- 3 局地的な集中豪雨や台風の大型化による洪水・高潮災害等の備えとして、直轄河川・海岸事業を推進すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

・公共事業関係費<4,134,300百万円>

《現状》

- 平成23年には、台風6号、新潟・福島豪雨、紀伊半島大水害（台風12号）、平成24年には7月の九州北部豪雨、9月の台風17号と、近年わが国では、広域に被害を及ぼす大型台風の増加、局地的な大雨の発生頻度が増加しています。このため、それに伴う洪水・高潮による被害の増加が懸念される状況にあります。
- 23kmにわたって続く七里御浜海岸は、熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録されており、東紀州地域を代表する地域資源であるとともに背後地の防護機能も有しています。しかしながら現在は、太平洋の高波により海岸の侵食が著しく進行し砂浜が消失した箇所もあるなど、その資源や機能が脅かされています。

《課題》

- ① 昨今、災害復旧費が増加する一方で、国における予防対策予算は減少しており、地域におけるハード、ソフトの両面からの予防対策を加速させるためには、その総額を増加させるとともに、安定的に確保することが必要です。
- ② 侵食が著しい七里御浜海岸は、国土の保全、自然災害の防止、世界遺産の保護に加えて熊野川流域における複雑な土砂供給の解析や高度な施工技術、技術監理を要することから直轄事業化することが必要です。
- ③ 三重県では、木曾三川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川、木津川・名張川、熊野川など河川に沿うような形で街が発展し、また、1,088 kmと長い海岸線の沿岸地域に人口や産業が集中しているところであり、大型台風や局地的な豪雨の影響を大きく受けることから、県民の安全・安心を確保するため、治水・高潮対策が必要不可欠となっています。  
直轄管理区間となるこれら河川の流域や施工規模が大きくなる海岸では、直轄事業による河川改修や堤防補強、海岸整備、また、あわせて海岸・河口部の堤防においては地震・津波を考慮することが求められています。

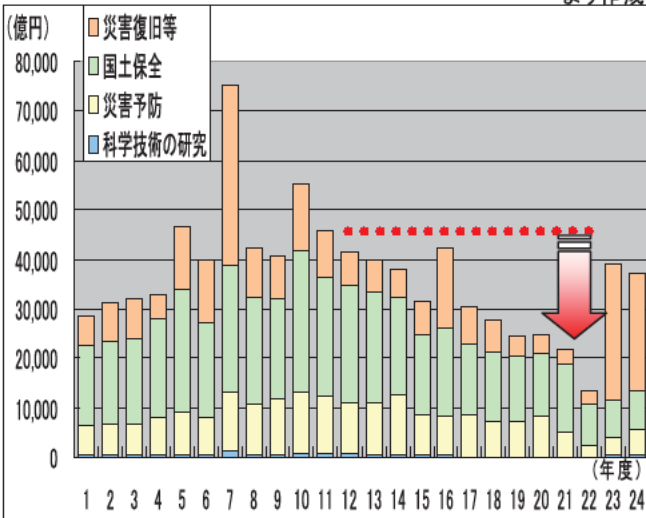
県担当課名 河川・砂防課 港湾・海岸課

関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

風水害を未然に防ぐため、予防対策予算の安定的な確保を！

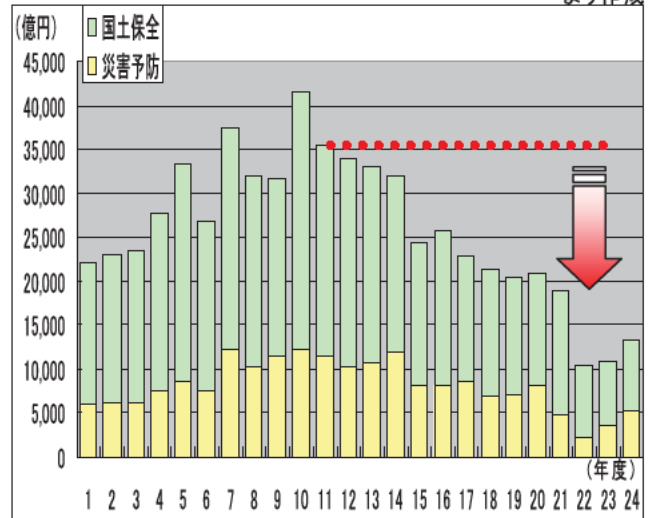
防災関係予算額の推移

H24 防災白書  
より作成

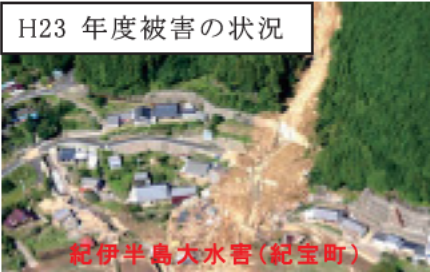


予算額の推移

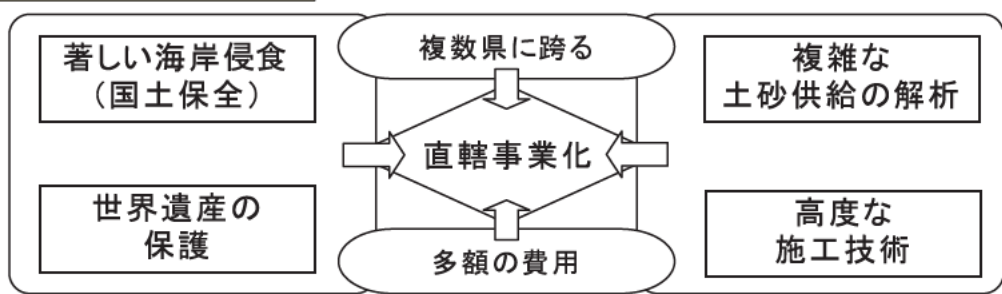
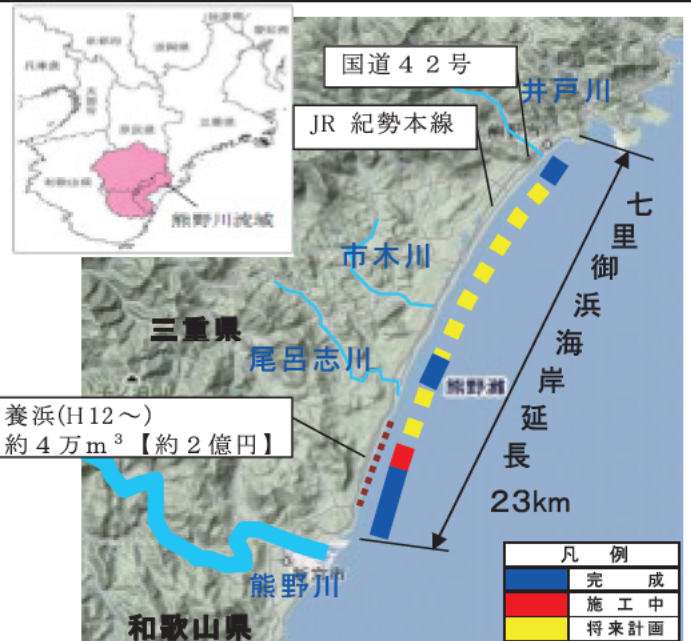
H24 防災白書  
より作成



H23 年度被害の状況



高度な施工技術による国土保全などの観点から七里御浜海岸の直轄事業化を！



# 直轄河川・海岸事業の推進



## 平成21年浸水状況



# 洪水・高潮・地震・津波対策の推進

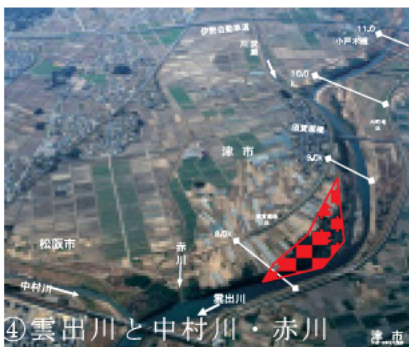
## ■木曾川・長良川■ 高潮・地震・津波対策



## ■鈴鹿川■ 高潮・地震・津波対策



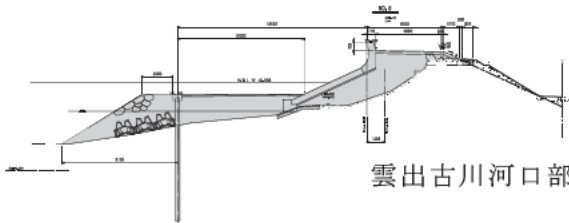
## ■雲出川■ 洪水対策



## 高潮・地震・津波対策

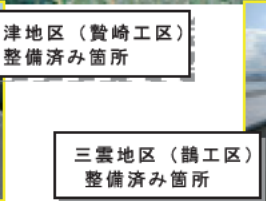


## ■宮川■ 堤防補強



平成24年度施工中

## 津松阪港海岸



凡例

整備完了区域	背後施設 防護区域
整備完了 (H23完了箇所)	
H23着手箇所	

## 9 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省、総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 大都市圏、中心都市間におけるネットワークの強化による地域を支える道づくりを推進すること。
  - (1) 新名神高速道路、東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の着実な整備促進
  - (2) 国道1号北勢BP、国道23号中勢BP、国道1号桑名東部拡幅などの直轄国道の整備促進
- 2 災害に強いネットワークの確保による命を支える道づくりを推進すること。
  - (1) 紀伊半島の「新たな命の道」となる紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路の着実な整備促進
  - (2) ミッシングリンクとなっている未事業化区間（大泊IC～すさみIC間の68km）の早期事業化
- 3 地方の計画的な財源確保と弾力的な運用ができる制度を存続、拡充すること。
  - (1) 地方の自主性や裁量が活かされる地方特定道路整備事業及び地方の財政負担軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の存続
  - (2) 緊急輸送道路の整備予算確保とハード・ソフト一体となった制度の拡充

【現状と課題】

《平成25年度概算要求の内容》

- ・道路整備 <3,062,850百万円>
- ・社会資本整備総合交付金 <1,505,575百万円>
- ・全国ミッシングリンクの整備 <399,500百万円>

《現状》

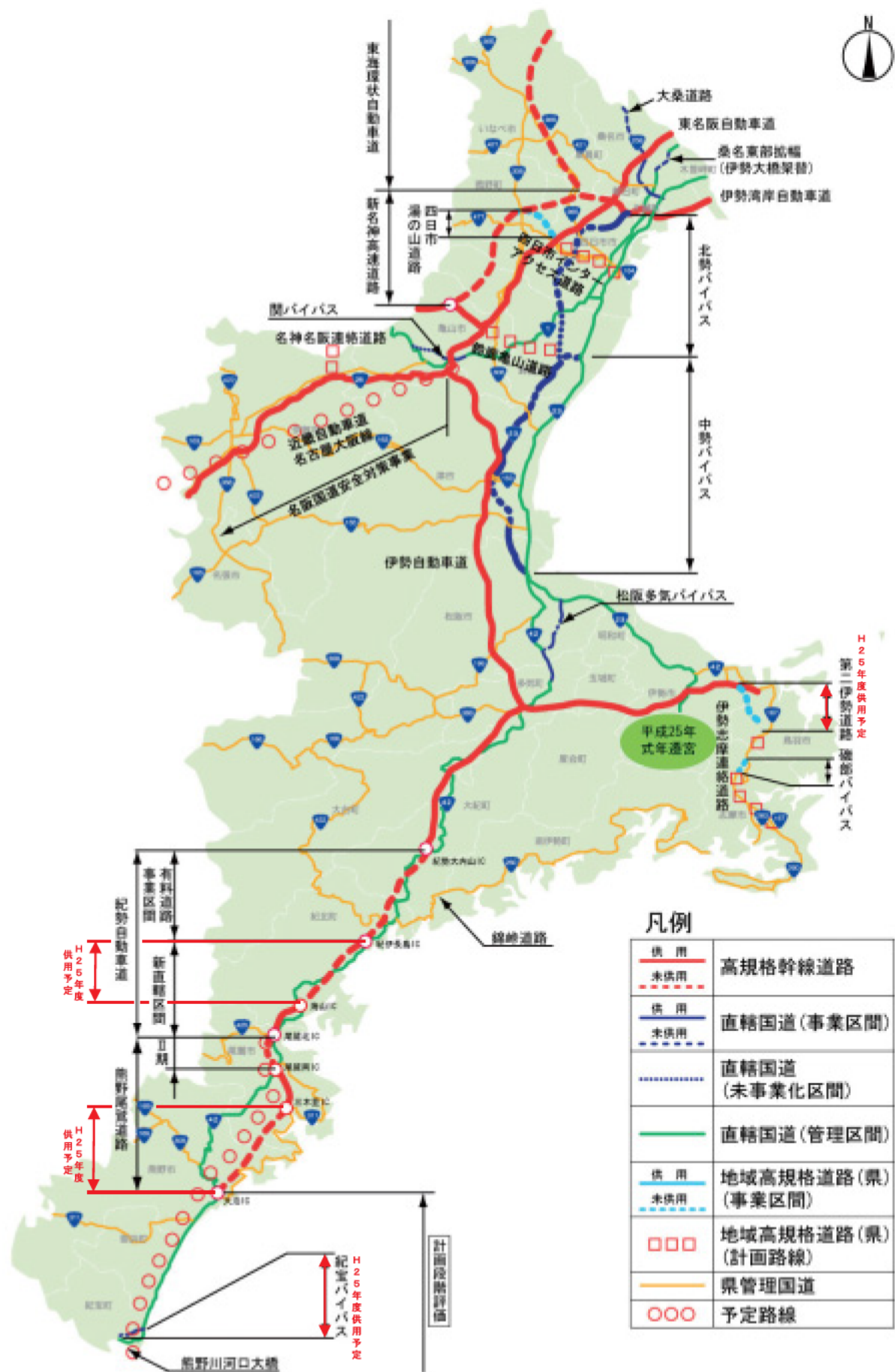
- 県内の幹線道路の整備は道半ばであり、本県の北・中部地域では、東名阪自動車道、国道1号・23号などで交通渋滞が多発し、県民生活や経済活動に大きな支障を来しています。このため、地域の成長力を支える基盤として、これら活動に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消等に資する幹線道路とこれらにアクセスする道路の整備が求められています。
- わが国有数の多雨地帯である紀伊山地に位置する本県の南部地域では、台風、豪雨等により交通が遮断されるなど、県民生活に大きな支障を来しています。このため、甚大な災害が発生した場合の救助・救援活動や復旧・復興支援の基盤となる「命の道」として、高速道路や緊急輸送道路の整備等が求められています。

《課題》

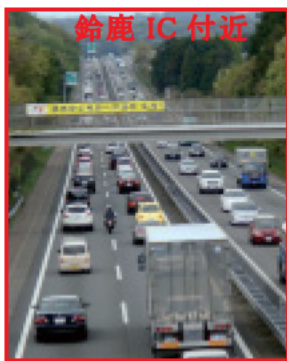
- ① 本県の北・中部地域においては、地域の成長力を支えるうえで、中部圏と近畿圏を結ぶ大動脈や中京圏の広域ネットワークを形成し、また、県内の主要都市間を連絡するなど、大都市や中心都市間相互の道路ネットワークの強化が必要です。
- ② 東海・東南海・南海地震などの巨大地震や台風、豪雨等による災害が危惧されている地域において、ミッシングリンクとなっている高速道路の未事業化区間の早期事業化等による災害に強いネットワーク機能の早期確保が必要です。
- ③ 地方の計画的な道路整備を支えてきた地方特定道路整備事業及び地方道路整備臨時貸付金について、平成24年度限りとなっている制度の存続が必要です。

県担当課名 県土整備部 道路企画課 道路建設課 都市政策課、総務部 財政課  
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

# 幹線道路網の整備促進



# 新名神高速道路の整備促進



**<亀山JCT付近の切面災害>**  
 ・規制区間: 亀山JCT～鈴鹿IC間  
 ・規制原因: 多雨による切土法面崩落

2010年5月23日 23時20分  
 切土の切面崩落

上り 通行止め 16.5時間

30～40mにわたり崩落  
 300m<sup>2</sup>の土砂が流出

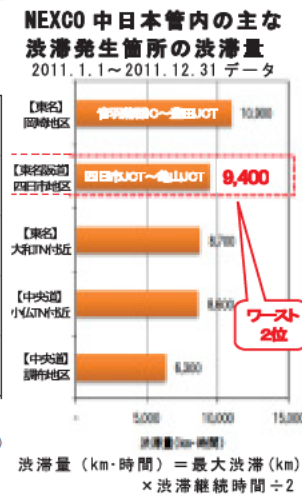
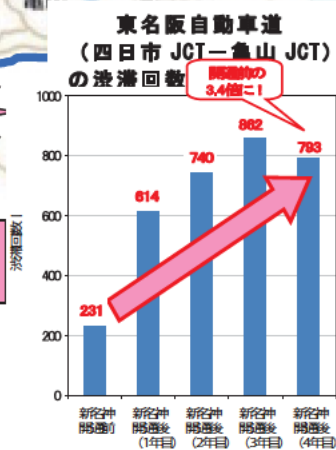
**東名阪自動車道の慢性的な渋滞**

↓

**高速道路としての機能不全 ミッシングリンク!**

↓

**新名神高速道路 (四日市JCT-亀山西JCT) 早期整備促進!**



# 紀伊半島の「新たな命の道」の整備促進によるミッシングリンクの解消 ~大規模災害に備えたアンカールートの整備~

**五條新宮道路**

**未事業化区間 (三重県) 30 km**

**熊野川河口大橋 平成 25 年度新規事業化**

**早期事業化!**

**未事業化区間 三重県・和歌山県 合計: 約 68km**

**未事業化区間 (和歌山県) 38 km**

高規格幹線道路			
新名神	A'路線	A'路線	旧路線
事業中	■	■	■
未事業化	□	□	□
地域高規格道路			
一般国道	—	—	—

凡例  
 最大渋滞量(km・時間)  
 0-10  
 10-20  
 20-30  
 30-40  
 40-50  
 50-60  
 60-70  
 70-80  
 80-90  
 90-100

## 国道1号 北勢バイパスの整備促進と未事業化区間の早期事業化



## 国道23号 中勢バイパスの整備促進



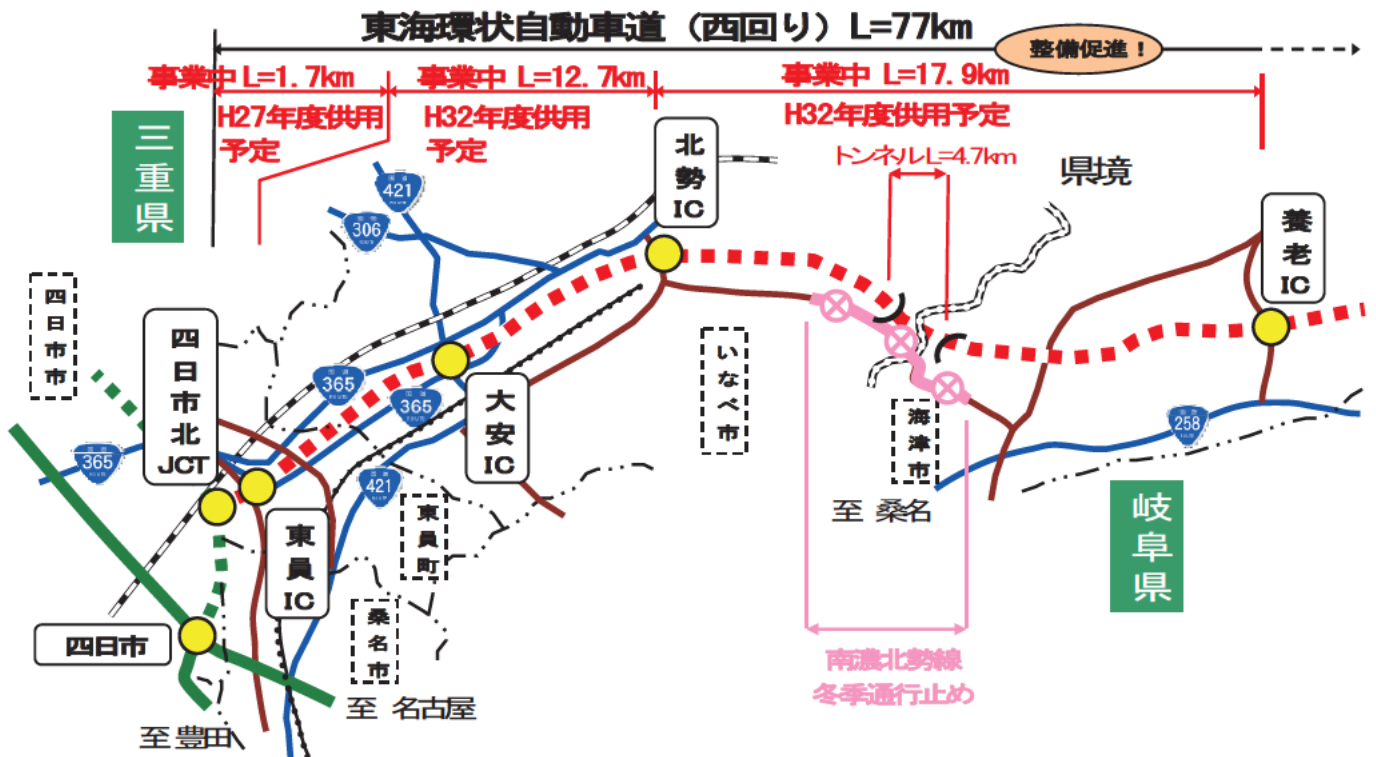
H24.2.5 供用区間の状況



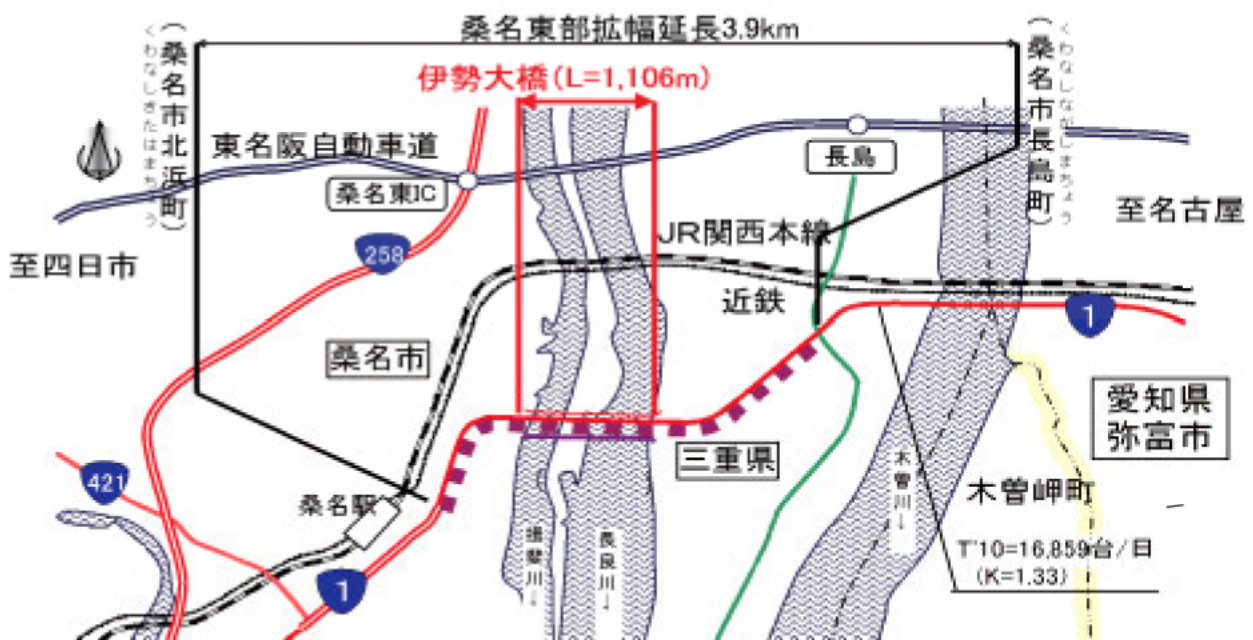
国道23号の渋滞状況 (津市内)



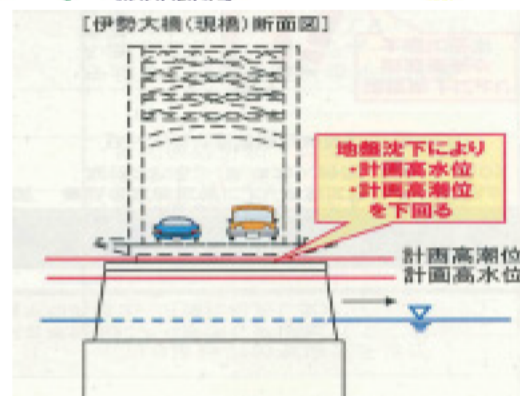
## 東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の整備促進



## 国道1号 桑名東部拡幅（伊勢大橋架け替え）の整備促進



今年で **78歳!**  
\*1934年(昭和9年竣工)



# 地方特定道路整備事業の存続を

地方が緊急に  
対応しなければならない課題



- 工業団地等へのアクセス強化
- 地域間の連携強化 等

地方特定道路整備事業の活用

**緊急かつ柔軟に対応が可能**



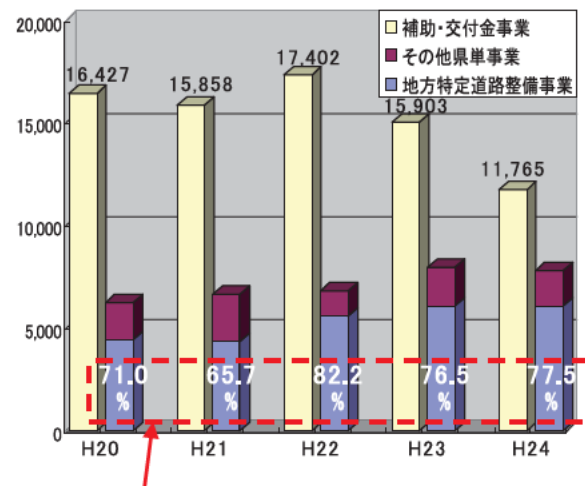
小学校の  
統廃合による移転

課題: 通学路の安全確保



地方特定道路整備事業で地域の課題に柔軟に対応

## 三重県の道路建設事業予算の推移



地方特定道路整備事業の  
単独道路建設事業に占める予算割合  
5カ年  
65.7%~82.2%  
**重要な事業**

市町でも活用 → 市町にとっても**重要な事業**

## 廃止による影響

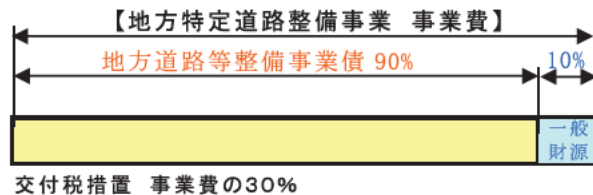
○今後平成24年度(事業費約61億円)  
と同程度の事業を実施するには、

地方道路等整備事業債(事業費の90%)相当の

**○約55億円の財源確保  
が必要**

事業費の30%相当の

**○交付税措置(約18億円)  
が受けられなくなる**



県内の幹線道路網等  
必要な道路整備の推進

- ◆平成25年 第62回 神宮式年遷宮
- ◆平成25年 第24回 全国「みどりの愛護」のつどい
- ◆平成26年 「熊野古道」世界遺産登録10周年

平成24年度~平成25年度 事業費のピーク

**制度の廃止**



平成25年度以降の**必要な財源の確保が困難**



- 地方の自主性や裁量が活かされ、財政負担軽減に資する  
地方特定道路整備事業の存続が必要

# 10 医師の不足・偏在を解消するための制度改革

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 医師臨床研修制度における都道府県ごとの定員設定について、医師数の過不足の状況等を踏まえたものとするなどの制度の見直しを行うこと。
- 2 医師の地域偏在、診療科偏在を防ぐためのインセンティブや、地域、診療科における医師の定数、偏在是正の視点に立った専門医制度など、医師の計画的な配置がなされるためのルールを設定すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 専門医に関する新たな仕組みの導入に向けた体制整備<252百万円>

《現状》

- 臨床研修医の募集定員については、現在、都道府県ごとに上限が設けられていますが、首都圏などの人口集中地域の自治体においても定員に達しているところはなく、地域偏在の解消に資するものとなっていません。
- また、専門医制度については、現在、各領域の学会が独自基準で専門医を認定しており、専門医の質の担保、医師の地域・診療科偏在等、多くの課題を抱え、国において新たな仕組みの導入が検討されています。
- 本県では、今後、県内で勤務を開始する修学資金貸与医師等が段階的に増加する見込みであり、本年5月に設置した三重県地域医療支援センターにおいて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組んでいます。

《課題》

- ① 医師の地域偏在や診療科偏在を解消し、地域医療を担う医師を安定的に確保していくには、都道府県レベルの取組だけでは困難であることから、地域や診療科ごとに医師の定員を設けるなど、諸外国の制度等も参考に、国レベルでの大胆かつ抜本的な制度の見直しが必要です。
- ② 今後、全国的に、修学資金貸与医師や地域卒卒業医師の増加が見込まれることから、医師臨床研修制度と専門医制度の早期かつ一体的な整備が必要です。

県担当課名 地域医療推進課  
関係法令等 医師法

【資料 1】三重県内の医師数等の状況（平成 22 年末現在）

## 三重県内の医師数について

- 三重県では、人口10万人あたりの医師数が全国平均より少ない（都道府県順位 37位）。
- 全国平均との差は診療所よりも病院の方が大きい（都道府県順位 病院44位、診療所22位）。
- 病院では、伊賀、東紀州、北勢、伊勢志摩地域の順に医師数が少ない。他方、診療所については、伊賀、北勢地域以外は、医師数が全国平均を上回っている。
- 診療科別でも、外科、小児科、麻酔科の全国順位は、順に41位、38位、46位となっている。

	総数	病院	診療所	内科	外科	小児科	産婦人科	麻酔科
全国	219.0	141.3	77.7	78.2	18.3	12.4	9.6	6.0
三重県	190.1 37位	112.1 44位	77.9 22位	71.2 34位	15.3 41位	10.8 38位	8.6 38位	3.5 46位
北勢	160.6	90.5	70.1	60.8	13.1	8.3	7.7	2.9
津地域	323.0	228.2	94.8	104.6	28.7	23.1	12.2	6.6
伊賀	113.8	51.8	62.0	43.9	7.3	6.8	6.2	1.7
南勢 (伊勢志摩除く)	212.7	133.4	79.4	74.8	13.8	9.7	8.3	5.1
伊勢志摩	185.1	92.1	92.9	80.4	14.9	10.2	9.0	3.1
東紀州	148.3	65.3	82.9	81.7	12.6	6.3	7.5	0.0

※いずれも人口10万人あたりの医師数(厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師調査(平成22年末))  
※総数は、病院及び診療所医師の合計

【資料 2】病院等における必要医師数実態調査結果（平成 22 年 6 月 1 日現在）

	現員医師数 A	必要求人医 師数 B	充足率 C=A/(A+B)	必要医師数 D	充足率 E=A/(A+D)
全国	167,063	18,288	90%	24,033	87%
三重県	1,982	※ 312	86%	※ 400	83%

※Bは三重県における求人上の必要医師数。Dは、県内の医療機関の長が必要と考える必要医師数。いずれも充足率は全国平均より低い。

【資料 3】諸外国の例

国名	地域・診療科の選択、開業の自由度等
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病院勤務医は国家公務員</li> <li>● 一般家庭医の開業は、偏在を防ぐため、地方機関が目標を設定して調整</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険医(開業医)の開業を規制</li> <li>● 保険医需要計画に基づく、地域、診療科ごとの定員あり</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修医には、全国試験に基づく「地域・診療科枠」あり</li> <li>● 開業医を、診療費の請求を協約料金に限定するものと、協約料金以上の請求ができるものに区分</li> </ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門医制度における資格の取得で診療科間の医師数を調整</li> </ul>
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域・診療科の選択や開業は自由</li> </ul>

(出典:財務省資料(平成21年5月18日財政構造改革部会提出)より抜粋)

# 11 子ども・子育て支援策の充実

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 不育症の検査方法や治療方法についての研究を進め、自治体等関係機関へ情報提供すること。不育症や特定不妊治療に係る検査や治療の保険診療適応化の促進等、患者の経済的負担の軽減に努めること。
- 2 県及び市町の児童虐待への相談体制の充実を図るため、児童心理司などの専門職の配置基準を児童福祉司と同様に児童福祉法施行令において明確に定めるとともに、地方交付税の算定基礎の対象とすること。  
また、児童相談所における法的対応力を強化するため、弁護士を活用について適切な財政措置を講じること。
- 3 子ども・子育て関連3法の施行に際しては、十分な予算を確保し、地域のニーズを反映できるようにすること。
  - (1) 安心こども基金や妊婦健康診査支援基金を活用した事業の継続のため、財政支援措置を講じること。
  - (2) 必要な地域に放課後児童クラブが設置できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃や広域での運営のための補助制度の充実、補助金額の引き上げ及び必要な予算を確保すること。  
また、放課後子ども教室の設置ができるよう必要な予算を確保すること。
  - (3) 保育士の安定的、継続的な雇用につながるよう、処遇改善のための財政支援措置を講じること。

【現状と課題】

《平成25年度概算要求の内容》

- ・総合的な母子保健医療対策の充実<9,390百万円>の内数
- ・放課後児童対策の充実<31,722百万円>
- ・保育所運営費<425,625百万円>

《現状》

- 不育症の原因は多様であり、治療方針が一定でなく難解な疾患であることから検査や治療は保険診療対象外のものも多く、患者にとって大きな経済的負担となっています。また、不育症の専門医は全国的にも少ないことから、不安を抱える患者も多くいます。
- 児童虐待相談対応件数は年々増加し、本県における平成23年度の件数は930件と過去最多を記録しています。また、その相談内容も複雑化、深刻化しています。このような中、本年8月と10月に虐待による死亡事例が発生し、現在その点検・検証を進めているところです。
- 平成27年度から子ども・子育て関連3法が本格施行される予定であり、新制度では地域ニーズに即したサービスの提供が求められています。

《課題》

- ① 不育症の検査方法や治療方法を確立するとともに、患者の経済的負担や不安を軽減するための支援や相談体制の充実が必要です。
- ② 児童相談所における専門的な役割・機能を十分に果たすためには、専門性を持った人材の確保・育成が必要です。また、民法改正に伴う児童相談所長の権限の拡大や介入型支援に対し適切に対応するために法的対応力の強化が求められています。
- ③ 共働き家庭が増加しており、保育所や放課後児童クラブ・放課後子ども教室等の整備が求められています。また、地域ニーズに即したサービス提供のため、市町を支援していく必要があります。

県担当課名 子ども・育ち推進課、子育て支援課  
関連法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

## 子ども・子育て支援施策の充実

平成23年「三重県子ども条例」を施行。子どもが豊かに育つことのできる地域社会の実現をめざしています。また、子育てサービスを提供するさまざまな主体とともに、安心して子どもを産み育てられる体制をめざします

### 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

#### 不育症・不妊治療への支援

- 不育症にかかる検査・治療研究の促進と研究成果の検証、及び地方自治体への適切な情報提供
- 経済的負担の軽減

※不育症とは、2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡の既往がある場合をいいます。

#### 【背景】

不育症の検査や治療が十分に行われていない。一方、専門外来で検査、治療した人のうち8割以上が無事、出産している。不妊治療(体外受精)にかかる初回経費は約30～35万円前後必要



#### 児童虐待への相談体制の充実

- 児童心理司などの専門職の配置基準の明確化と財政支援措置
- 児童相談所の法的対応力を強化するための弁護士の活用について財政支援措置

#### 【背景】

児童虐待相談対応件数は平成23年度930件。(過去最多)  
相談内容が複雑化、深刻化しており、さらなる相談体制の強化が必要。  
本年8月と10月に虐待による死亡事例が発生し、現在、その点検、検証を進めている。



### 子ども・子育て関連3法の施行に向け、喫緊の課題に迅速に対応

子ども・子育て関連3法の本格施行に向けて、地域ニーズに即したサービスの提供が着実に実施できるよう、準備を行っていく必要があります。

- 安心こども基金、妊婦健康診査支援基金を活用した事業の継続のための財政支援措置
- 必要な地域に放課後児童クラブが設置できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃や広域での運営のため補助制度の充実、補助金額の引き上げ及び必要な財源を確保



- ◆ 複数の小学校区をまたいだ広域での運営を行うために必要となる、送迎等の費用も補助対象とする。
- ◆ 10人未満の小規模の放課後児童クラブ等も補助対象とする。 など

- 保育士の安定的・継続的な雇用のため、処遇改善に対する財政支援措置

## 12 鳥獣被害防止対策に係る十分な予算措置等

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 鳥獣被害防止総合対策に係る十分な予算配分を行うこと。
- 2 災害復旧事業の補助対象に侵入防止柵を追加すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

・鳥獣被害防止総合対策交付金<10,500百万円>

《現状》

- 本県では、県内29市町のうち25市町が、「被害防止計画」を策定し、獣害対策に取り組んでいますが、依然として被害の増加に歯止めがかかっていません。
- 平成24年度からスタートさせた県の長期的な戦略計画「みえ県民力ビジョン」において、特に注力すべき16の政策課題の1つに獣害対策を位置づけ（「獣害対策プロジェクト」）、「被害対策」や「生息管理」と併せ、未利用資源活用の観点での「獣肉利用」を連携させて総合的に取り組んでいます。
- 最近では、企業・高等専門学校との連携による携帯電話から遠隔操作する野生獣捕獲システムの開発に加え、獣肉の利活用に積極的に取り組む地域とフランス料理店やカレーチェーン店など外食事業者の連携による鹿肉を活用した料理の提供など、利用促進を図ることにより野生獣の捕獲が進む仕組みづくりに取り組んでいます。
- 昨年の紀伊半島大水害で被害を受けた「侵入防止柵」について、農地の崩落とともに倒壊したものは、災害復旧事業により復旧が行われましたが、「侵入防止柵」だけが流失、倒壊したものは、災害復旧事業の対象となっていないことから、復旧に支障が生じました。

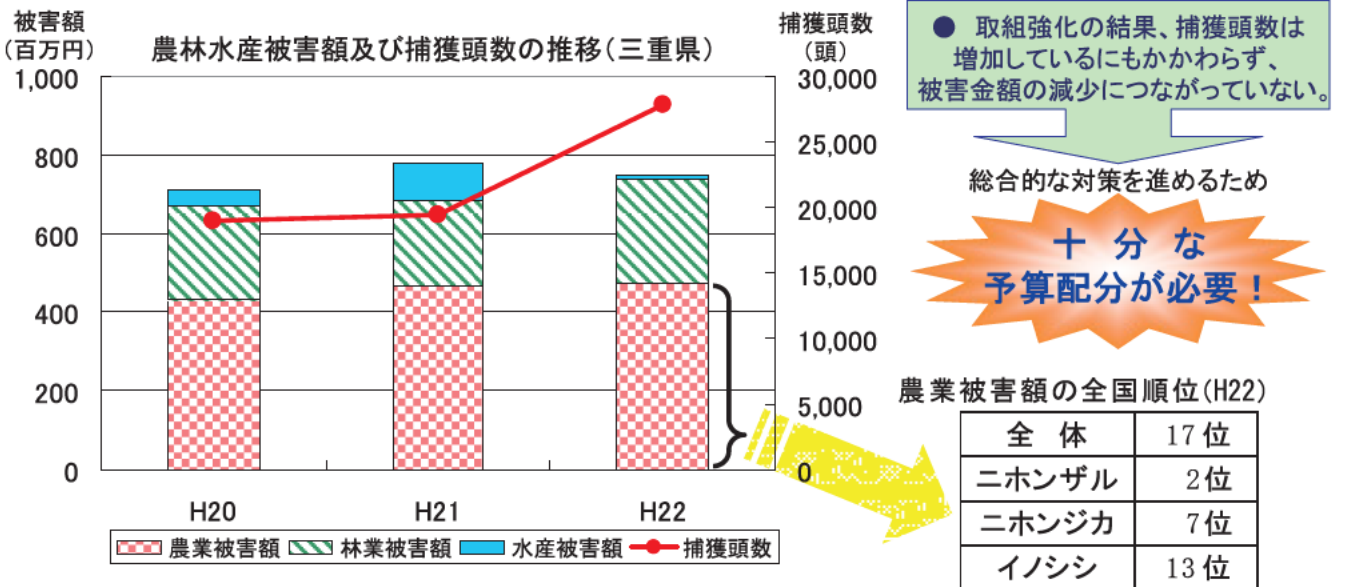
《課題》

- ① 獣害による影響は、中山間地域における農林水産業に留まらず、最近では、都市近郊への出没や、自動車・列車との衝突事故の発生など、社会問題化しつつあることから、国をあげた総合的な対策が必要です。
- ② 市町が「被害防止計画」に位置付けた被害防止のためのさまざまな取組や「獣肉利用」を進める上で、地域の食肉利用専門家の育成や処理加工施設の整備などが着実に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策の十分な予算配分が必要です。
- ③ 被災した農業者の営農意欲の低下を防ぐため、市町及び、市町、農業協同組合等を構成員とする地域獣害対策協議会が整備した「侵入防止柵」については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（暫定法）に基づく「農林水産業災害復旧事業」の共同利用施設として補助対象に加え、円滑に復旧ができるよう制度の改正が必要です。

県担当課名 獣害対策課

関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律  
鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱  
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

■ 三重県における野生鳥獣による農林水産被害額及び捕獲頭数の状況



■ 被害軽減に向けた総合的な取組が重要



■ 紀伊半島大水害による侵入防止柵の被害及び復旧状況

【災害復旧事業の対象事例】

- ・ 市町数：6
- ・ 被害を受けた侵入防止柵の延長距離：12,055 m



農地の崩壊とともに倒壊した「侵入防止柵」  
↓  
暫定法に基づく対象農地となり早期復旧

<根拠>  
「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の第2条の定義に該当  
→ 農地・農業用施設の一部としての位置付け  
→ 農地と一体的に復旧

【災害復旧事業の非対象事例】



「侵入防止柵」だけが流失、倒壊した場合  
↓  
暫定法に基づく「共同利用施設」として認められず  
↓  
**早期復旧が困難**



# 13 スマート・コミュニティ推進のための支援

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地震や台風などによる被災が心配される離島などへの再生可能エネルギー導入など、地域からグリーン・イノベーションを推進するため、地元企業の提案力・課題解決力向上のための支援制度を創設すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 地域における課題解決型バリューチェーン形成促進事業  
＜1,000百万円＞

《現状》

- 「日本再生戦略」では、グリーン・イノベーションによる成長戦略が示され、「革新的エネルギー・環境戦略」において、再生可能エネルギーや省エネルギーを最大限に引き上げることなどが示されています。
- また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始により、太陽光、風力、地熱などの自然エネルギーの導入が進みつつあります。
- 本県でも、「みえ県民力ビジョン・行動計画」を策定し、スマートライフ推進協創プロジェクトにより、県民の皆さんが豊かさを実感できる「スマートライフ」への転換を目指しつつ、成長が期待される環境・エネルギー関連産業の集積と育成に挑戦することとしています。

《課題》

地震や台風などによる被災が心配される離島などについては、想定される様々なリスクが大きいため、企業や地元住民による主体的な再生可能エネルギーの導入が進みにくいことが懸念されています。

また、再生可能エネルギーの導入による地域におけるエネルギーの安定確保・供給や地球温暖化対策の取組を産業振興につなげるため、防災対策、観光振興、健康・医療など地域のニーズや課題と環境・エネルギー技術を結びつけ、「幸福実感度の向上に資するライフスタイル」への転換を目指しつつ、ビジネスチャンスを生み出すための取組が必要です。

こうした取組を進めるにあたって、地域の中小企業が産業クラスターや知的クラスターなどの国の支援を受けて開発した技術シーズ、自ら有する既存技術やノウハウを生かしつつ、環境・エネルギー関連分野へ事業展開するための資金・人材・情報などの不足が懸念されています。

そのため、産学官金などのネットワーク形成の支援、技術開発支援、商品試作、評価実証、販路開拓等の複数のメニューをパッケージ化した支援制度が必要です。

県担当課名 エネルギー政策課

関係法令等 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

みえ県民カビジョン・行動計画  
「スマートライフ推進協創プロジェクト」

県民の皆さんが豊かさを実感できる「スマートライフ」への転換

- 成長が期待される環境・エネルギー関連産業の自立的集積と育成に挑戦！
- ・創エネ、蓄エネ、省エネの研究開発促進、これらのモデル的な取組支援
  - ・新エネの導入促進、省エネの推進
  - ・県内企業による環境・エネルギー関連分野への事業展開促進 など

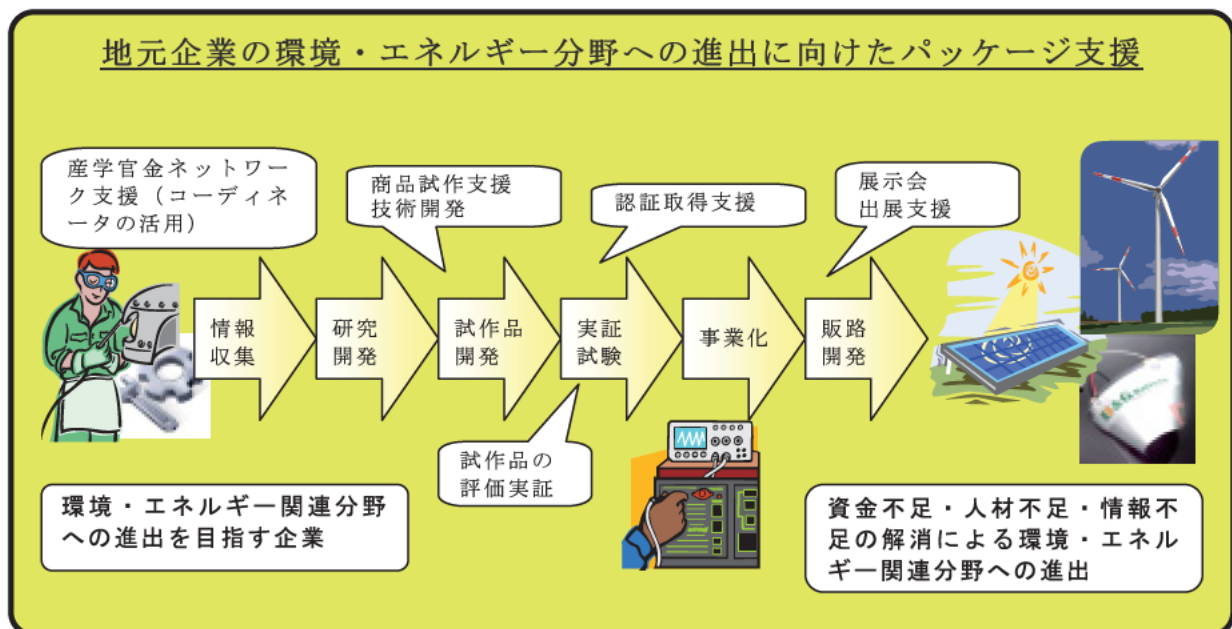
現状と課題

県内企業の環境・エネルギー関連分野への進出

- ・離島などでは自然災害によるリスクが想定され、取組が進まない懸念
- ・沿岸部の砂地等、施設設置場所への新エネルギーの導入促進が必要
- ・防災対策など地域ニーズ・課題と環境・エネルギー技術を結びつけ、「幸福実感度の向上に資するライフスタイル」への転換を目指しつつ、ビジネスチャンスを生み出すことが必要
- ・地域からのイノベーション創出には、資金・人材・情報が不足

提言：地元企業の提案力・課題解決力向上に向けた支援制度の創設

地元企業の環境・エネルギー分野への進出に向けたパッケージ支援



## 14 新エネルギー導入の推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 新エネルギーの導入拡大に向けて、災害時における太陽光発電電力の利用などに係る規制緩和の早期実施と、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に加えて、住宅用太陽光発電の補助金の継続や太陽光発電設備の設置に対する技術開発や実証試験などへの支援を実施するとともに、電力系統の安定化に向けた支援策を拡充すること。
- 2 風力発電の建設整備を迅速かつ効率的に進めるため、国で立地選定から設置に至るまでのガイドライン等を早急に策定するなど事業実施にあたっての環境整備を図ること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 再生可能エネルギー系統対策等蓄電システム制御実証事業委託費  
＜18,000百万円＞
- ・ 太陽光発電多用途化実証事業 ＜300百万円＞

《現状》

- 国においては、新エネルギーの普及促進に資するため、平成24年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を施行し、あわせて規制緩和、法令改正に向けた取組が進められています。
- 本県においても「三重県新エネルギービジョン」を平成24年3月に策定し、本県の地域特性に応じた安全で安心な地域エネルギーの確保に取り組むこととしており、メガソーラーの設置計画などが進んでいるところです。
- また、本県は、比較的風況がよい地域があるという地域特性から風力発電の導入が期待されていますが、近年、騒音・低周波音の影響が懸念されており、環境省では平成21年度から実態解明の調査解析が行われ、その結果をふまえて、経済産業省において環境影響評価の手引きが作成される予定です。

《課題》

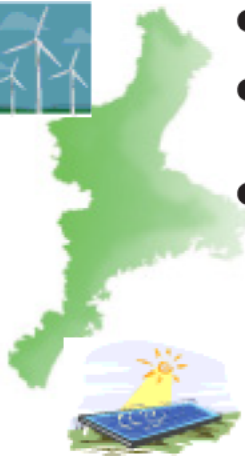
- ① 太陽光発電施設の導入促進については、災害時の自立・分散型エネルギーとしてメガソーラー等で発電した電力を隣接地域で活用できるよう、電気事業法に関する規制緩和が必要です。  
また、依然として経済性や設置場所の制約などに課題があるため、固定価格買取制度に加えて、住宅用太陽光発電補助金の継続や、現在利用されていない道路法面などへの設置に対する技術開発や実証試験などへの支援を実施するとともに、新エネルギー導入拡大を見据え、電力系統安定化対策を進めるための支援策を講じることが必要です。
- ② 風力発電施設の円滑な建設を促進するため、国でガイドライン等を早急に策定するなど事業実施にあたっての環境整備が不可欠です。

県担当課名 エネルギー政策課

関係法令等 電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

## 三重県新エネルギービジョン（H24.3策定）



- 基本理念  
エネルギー・イノベーションによる地域のエネルギー自給率向上
- 目標  
平成32(2020)年度末までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約46万1千世帯分に相当する量の新エネルギーを県内に導入
- 戦略プロジェクト  
三重県の強みを活用し、協創の取組のもと、5つの戦略プロジェクトを展開
  - 1 地域エネルギー創出プロジェクト
  - 2 まちづくり、地域づくりにおける新エネルギー導入プロジェクト
  - 3 家庭、事業所における新エネルギー導入促進プロジェクト
  - 4 エネルギーの高度利用促進プロジェクト
  - 5 新エネルギー関連産業等育成プロジェクト

### 現状と課題

#### ①新エネルギー導入促進に係るさらなる規制緩和の必要性

- ・行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」規制緩和103項目（H24.3公表）のもと、さらなる規制緩和が必要。

#### ②風力発電施設整備の迅速・効率的な推進に向けた環境整備の必要性

- ・比較的風況が優れる地域特性を生かした風力発電の導入が期待されているが、騒音・低周波音の影響に対する懸念あり。

### 提言①：新エネルギー導入拡大に向けた規制緩和、支援策の拡充

- 新エネルギー導入拡大に向けた規制緩和  
メガソーラー等の電力を災害時等に非常電源として活用するための規制緩和 など

#### ●住宅用太陽光発電補助金制度の継続

新エネルギーの短期的かつ大量導入に向けた経済性、供給安定性を確保するため、住宅用太陽光発電補助制度の継続

#### ●未利用地域への太陽光発電導入支援策

現在利用されていない道路法面などへの設置に対する技術開発や実証試験などへの支援策が必要

#### ●電力系統安定化に向けた支援策

出力が不安定な新エネルギーの導入拡大を見据え、電力系統強化や蓄電池等の技術開発等に向けた支援策が必要



伊勢二見メガソーラー光の街（伊勢市）  
（平成25年夏頃稼働予定、容量5,000kW）

※災害時における非常電源として隣接する防災拠点や住宅への電源提供を検討中

### 提言②：風力発電施設の建設促進に向けた環境整備

#### ●国のガイドライン等の早期策定

円滑な風力発電施設整備に向けて、全国的レベルで解決が求められる課題に対する国のガイドライン等の早期策定が必要



青山高原周辺の風力発電施設(51基、72,000kW)

※さらに40基、8万kWの増設計画あり。将来、1サイトで一事業者が設置するものでは国内最大となる見込み。

# 15 「みえライフイノベーション総合特区」推進における 財政的支援、規制の特例措置等の実現

(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 「みえライフイノベーション総合特区」の核となる統合型医療情報データベースの構築及び、みえライフイノベーション推進センター（以下、「MieLIP」という。）の整備に必要な補助金の優先配分を行うこと。さらに、平成25年度から事業に着手できるように、財政支援に係る協議を早期に完了すること。
- 2 「みえライフイノベーション総合特区」において、製品の早期市場投入のための医療機器認証範囲の拡大、第三種旅行業における業務範囲の拡大などの規制の特例措置等を実現すること。

【現状と課題】

## 《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 総合特区推進調整費<15,100百万円>（内閣府）
- ・ 地域ヘルスケア構築推進事業<1,000百万円>（経済産業省）
- ・ 地域新産業戦略推進事業<710百万円>（経済産業省）
- ・ イノベーションシステム整備事業<14,172百万円>（文部科学省）

## 《現状》

- 平成24年7月25日に国の指定を受けた「みえライフイノベーション総合特区」について、この9月から関係省庁との間で規制緩和に係る協議が始まっており、順次、財政支援に関する協議も始まります。
- この特区では、県内各病院の投薬や治療などの情報を統合した医療情報データベース（統合型医療情報データベース）を構築し、これを核に共同研究を進める MieLIP セントラルを三重大学内に、地域拠点県内6ヶ所に設置して、県内の企業等が実施する研究開発を支援することとしています。
- 統合型医療情報データベースを含む MieLIP の完全運用は平成28年度からを予定しており、整備には少なくとも3年を要します。

## 《課題》

- ① 予定どおり MieLIP の完全運用を行うためには、早期の事業着手が必要です。
- ② 財政支援に係る協議が遅れる場合は、核となる統合型医療情報データベースや MieLIP の整備に平成26年度まで着手できない恐れがあります。画期的な医薬品等の創出や県内経済の活性化につなげるための研究開発等の取組着手時期も必然的に遅れることとなり、総合特区全体の計画に影響が生じます。
- ③ 薬事法における医療機器認証基準が JIS 規格を採用しているため、JIS 規格が制定されていない場合は事業者が JIS 規格の承認申請を行う必要があり、早期市場投入を妨げる原因となっています。ISO などの国際規格が制定されている場合はそれを認証規格として採用する、若しくはそれに対応する JIS 規格を早期に策定するなど、認証範囲の拡大が必要です。
- ④ 第三種旅行業者は隣接する市町を越えて募集型企画旅行の実施ができないため、健康ツーリズム等の産業分野の成長を妨げる原因となっています。第三種旅行業においても県域で活動できるよう業務範囲の拡大が必要です。

県担当課名 薬務感染症対策課  
関係法令等 総合特別区域法

# みえライフイノベーション総合特区の概要



この先進的な医薬品や医療機器等の開発環境は、全世界に向けて提供することも可能です

**Mie Life Innovation Promotion Center**

- MieLIP センtral
- MieLIP 6地域拠点

**① MieLIP鈴鹿 (鈴鹿医科大学/白子)**

- 医療機器や介護支援ロボット (ロボットスーツHAL等) や周辺機器等の研究開発
- 大学の研究機能を活用した医薬品や機能性食品の開発 等

MieLIPセンtralと6つの地域拠点が連携することによって、画期的な医薬品や医療機器等を創出します

**④ MieLIP多気 (多気町役所)**

- 自転車を活用した運動療法や観光資源を利用した運動療法の開発
- 歩数計・血圧計等のバイタルサインによる健康管理システムの開発 等

**② MieLIP津 (三重県工業研究所)**

- 医療機器・福祉用具の製造企業の技術支援
- 機能性食品の開発
- 医薬品や化粧品等の開発 等

**⑤ MieLIP鳥羽 (鳥羽市役所)**

- 天然資源を活用した医薬品、化粧品や高機能食品等の開発
- 海藻 (真珠の海七草、ワカメ・ヒジキ等) や海産物の研究開発 等

**③ MieLIPセンtral (三重大学)**

- 医療情報データベースの活用や研究開発を支援、地域拠点の活動支援

統合型医療情報データベース      研究開発コーディネート

医療情報の収集      県内医療機関

**③ MieLIP伊賀 (三重大学伊賀研究拠点)**

- 医薬品や医療機器等の共同研究・技術支援
- 栄養強化食品による病態別栄養療法 (がん、糖尿病や腎疾患等) プログラムの開発 等

**⑥ MieLIP尾鷲 (尾鷲市役所)**

- 海洋深層水や尾鷲ヒノキ等を活用した化粧品や機能性食品の開発
- 高血圧や糖尿病等の臨床研究の推進
- 滞在型健康回復・健康増進プログラム開発 等

**目標**

画期的な医薬品や医療機器等の創出や県内企業・大学等の活性化、企業や研究機関の県内への立地促進、雇用の拡大などにより、県内経済の活性化を生み出すなど、三重県がライフイノベーションに寄与する地域になることをめざします。

政策課題	解決策	新たな規制の特例措置などの提案
<p><b>政策課題 1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究開発を促進・支援するプラットフォームの整備</li> </ul>	<p><b>解決策 1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ みえライフイノベーション推進センター (MieLIPセンtral及びMieLIP地域拠点) の整備</li> <li>○ 統合型医療情報データベースの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービス産業強化事業費補助金の特例</li> <li>○ 地域新成長産業創出促進事業費補助金の特例</li> <li>○ 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金の特例</li> </ul>
<p><b>政策課題 2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究開発支援プラットフォームの活用推進</li> </ul>	<p><b>解決策 2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ MieLIPセンtralが保有する統合型医療情報データベースの運用、研究開発支援等による医薬品、医療機器等の開発を促進</li> <li>○ MieLIP地域拠点の研究開発支援を活用した製品の研究開発等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機器の認証範囲の拡大</li> <li>○ 第三種旅行業務の特例</li> <li>○ 統合型医療情報データベースやMieLIPを活用した研究開発への財政的支援 等</li> </ul>

# 16 東日本大震災の災害廃棄物広域処理に関する取組強化及び支援の拡充

(環境省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

- 1 災害廃棄物の広域処理に伴う風評被害の未然防止のため、農畜産物等の生産・流通団体や消費者団体等に対する放射線等に関する安全性の説明を徹底するとともに、風評への冷静な対応を要請する等の具体的対策を行うこと。  
また、万一、風評被害が発生した場合は、国が責任をもって補償に当たること。
- 2 現地視察など住民不安を払拭するための取組に要する経費、安全性確認(モニタリング)経費は上限を設けずに全額を国庫負担とすること。  
また、アスベスト等化学物質への不安の声も大きいため、アスベスト等の測定費用は放射能測定費と併せて安全性確認費に含めること。

【現状と課題】

## 《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金 < 116, 762 百万円 >
- ・ 震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援事業 < 12, 491 百万円 >  
(グリーンニューディール基金)

## 《現状》

- 国は、本年6月に風評被害に対する相談窓口を、9月に風評防止対策会議を設置しました。本県では、本年8月に風評被害に関する三重県相談窓口を設置するとともに、「三重県災害廃棄物広域処理連絡会議」を設置し、関係部局間で広域処理に関する情報共有を行い、風評被害の未然防止対策を総合的に推進しています。
- 国は、本年8月に新たな処理工程表を発表し、本県は、これに基づいた岩手県久慈市の可燃物2,000トンの処理についての協力要請を受けています。

## 《課題》

- ① 災害廃棄物の広域処理に伴う風評被害の未然防止には、農畜産物等への住民の不安払拭のため、生産、流通及び消費者が災害廃棄物の処理に関する理解を深めることが必要です。そのため国として、生産や流通団体及び消費者団体等に災害廃棄物の処理に伴う放射線等の安全性、風評への冷静な対応と受け入れ地域の農畜産物を他地域と同等に扱うよう文書で要請を行うなど具体的な対策が必要です。  
また、万一、風評被害が発生した場合は、国の責任において十分な補償に当たることが必要です。
- ② 災害廃棄物の広域処理に関する事務費及び放射能測定費は、補助率の上限が定められています。このため、受け入れを検討する自治体は住民不安を払拭するための取組やモニタリング経費等を負担しなければならないおそれがあり、これら必要な経費は上限を設定せずに全額を国の負担とすることが必要です。  
また、アスベスト等化学物質について危惧する声が多数あるため、アスベスト等の測定費は、安全性確認費として補助対象に含める等補助制度の見直しが必要とされています。

担当課名 廃棄物・リサイクル課

関係法令等 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

<課題>

1 風評被害対策

県の対応	国の対応
① 風評被害に関する三重県相談窓口を設置 ② 三重県災害廃棄物広域処理連絡会議を設置 ③ テレビ、ラジオ、新聞、リーフレット等による安全性に関する広報を実施 ④ 生産団体、流通団体及び消費者団体等への風評被害防止のための文書による協力依頼を実施	① 風評被害相談窓口を設置 ② 風評防止対策会議を設置

現在の取組だけでは、住民の不安は払拭しきれない。

2 災害等廃棄物処理事業費国庫補助事業における事務費等の算定  
(特定被災地方公共団体)

○補助算定率

補助対象は、処理費と処理に伴う事務費、放射能測定費の3項目

処理費 (運搬費、処理・処分費、 処理委託料)	事務費 (旅費、需用費、 委託料、備品費)	放射能測定費
-------------------------------	-----------------------------	--------

※ 補助率 処理費は、10/10

事務費及び放射能測定費の補助額(上限)

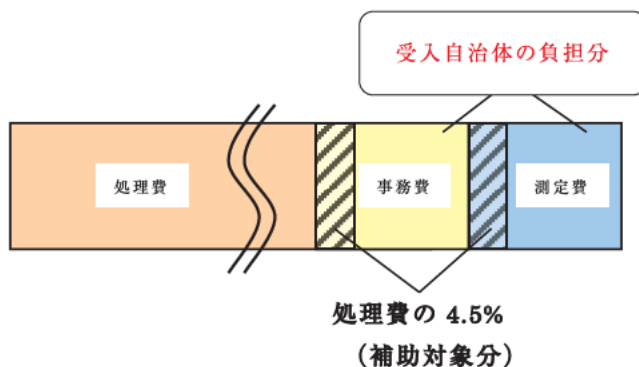
処理費	事務費及び放射能測定費の補助額
3億円以下の額	4.5%
3億円を超え5億円以下の額	3.5%
5億円を超え10億円以下の額	2.5%
10億円を超え30億円以下の額	2.0%
30億円を超える額	1.5%

放射能測定費にとどまらず、安全性確認費としてアスベスト等測定費も含めるべき！  
(事務費としての取扱いでは不適切)

住民不安を払拭するための経費に補助の上限がある！

○現行の事務費及び放射能測定費の試算イメージ

平成24年度(試験焼却、本格焼却)



・受け入れに関して現地視察等の住民の不安払拭に関する経費、安全性確認(モニタリング)経費が必要。  
 ・これらの経費が、補助額の上限(4.5%)を超過してしまうおそれがあり、全額国庫負担とする必要がある。